

大阪学院大学

法学研究

第 49 卷

第 1・2 号

論 説

中国刑法の新動向－改正法（九）、（十）、（十一）を中心に－

全 理 其・劉 芷 函

取締役の監視義務

片 山 信 弘

翻 訳

中華人民共和国刑法改正法（九）、（十）、（十一）

全 理 其・劉 芷 函

大阪学院大学法学会

〈論 説〉

中国刑法の新動向 -改正法（九）、（十）、（十一）を中心に-

全 理 其
劉 芷 函

はじめに

- 一 刑法改正法（九）における改正
- 二 刑法改正法（十）における改正
- 三 刑法改正法（十一）における改正
- 四 中国刑法改正における特徴
 - 1 単一刑法体系の問題点
 - 2 社会統制機能の強化
 - 3 刑罰の重罰化
 - 4 刑事処罰の早期化
 - 5 輿論に過度的対応

おわりに

はじめに

1997年、中華人民共和国の現行刑法は誕生した。その後、現行刑法に対する修正は、全国人民代表大会常務委員会が、約2年に1回の刑法改正を行い、11個の改正法案を制定した。現在、2021年3月1日から刑法改正法（十一）はすでに発効されている。これらの刑法改正法について、中国の刑法学界には、1997年刑法と比べ、条文数を50条以上増やしただけでなく、約3分の1の条文に変動があり、著しく「刑事立法の活発化」傾向を示したという認識があった¹⁾。最近、中国だけではなく、世界の刑事法においても、「立法の時代」を迎えるとよく言われたこともある²⁾。例えば、1990年代から、日本における「刑事立法の活発化」は、処罰範囲の拡大とともに重罰化を特徴とするものとされている³⁾。

無論、一国の刑事立法は、時代の要請があるが、法益の保護や刑罰の重さ等社会的価値観の一断面の表れでもある。従って、各国の国情によって、「刑事立法の活発化」の内実は必ずしも同様ではないと考えられる。そのため、本稿では、近年の中国刑法改正法（九）、（十）、（十一）を解説し、議論することにより、中国刑法における改正の具体的な方向性及び問題点を明らかにしたい。

1) 陳家林「中国刑法の最新改正とその解釈」『高橋則夫先生古稀祝賀論文集 下巻』（成文堂、2022年）115頁。

2) 川端博「立法の時代を迎えた刑事法学」学術の動向2003年6月号39頁。

3) 井田良「最近の刑事立法をめぐる方法論的諸問題」ジュリスト1369号（2008年）54頁。

一 刑法改正法（九）における改正

中華人民共和国刑法改正法（九）は、2015年8月29日第12期全国人民代表大会常務委員会第16回会議で採択され、現行刑法の総則部分と各則部分の全般について、52個の条文の改正を行った⁴⁾。具体的には、刑法改正法（九）により、刑法に15条が新たに追加され、元の条文に8項が追加された。その他、33の条文に部分修正が加えられた。これは、1997年の新刑法における最も大きな刑法改正法である。改正内容は、犯罪類型の新設、構成要件の修正及び法定刑の調整に止まることなく、刑事政策を調整する点にも注目される。その中に、死刑犯罪の削減、職業禁止の保安処分の導入、終身監禁の終身自由刑制度の新設、罰金刑の適用の拡大などが特に重要であると思われる。

刑法改正法（九）における主な改正は以下の通りである。

1 非刑罰措置に関する改正

改正法（九）は、非刑罰措置として「職業禁止規定」を追加した。すなわち、「職業の便宜を利用して」、又は「職業上の特定義務に違反して」罪を犯したために処罰される者に対し、「人民法院は犯罪の状況および再犯の防止により、刑の執行を終え又は仮釈放された日から三年から五年の期間内、関連職業に従事することを禁止する」処分を科すことである。また、この者は、「人民法院による決定を違反した場合、公安機関が法によって処罰する。」「情状が重い」場合、判決・裁定執行拒否罪に該当し、処罰される可能性もある。この条文は、刑法上初めて保安処分の方法を採用したものと理解できる⁵⁾。

4) 邦文文献として、全 理其「中国刑法における史的展開」『浅田和茂先生古稀祝賀論文集 下巻』（成文堂、2016年）781頁、北川佳世子＝周舟「中華人民共和国刑法改正法九」比較法学49巻3号（2016年）120頁などがある。

5) 前掲注2）全 理其781頁以下。

従来、犯罪予防の観点から、軽微な犯罪及び刑罰の必要性がない犯罪者にとっては、非刑罰措置が刑罰より有効的であるという見解があり、刑法立法上にも、訓戒、改悔誓約、謝罪表明もしくは損害賠償命令、主管部門による行政罰等の非刑罰措置をすでに規定されている（刑法第三十七条）。学界では、保安処分について反対することが主流であるが、改正法（九）を前例に、今後も、類似するような処分を規定することもありうると予測できる。

2 死刑執行猶予制度に関する改正

日本刑法と同様に、中国刑法も死刑を規定している。また、刑罰の人道主義及び冤罪の防止の観点から、中国刑法は独自の死刑執行猶予制度を創設し、死刑の執行に一定の制限をかけている。もっとも、1979年刑法は、執行猶予の死刑判決を受けた者について、二年間の猶予期間を与え、この期間に「確かに改悔した」者に対し、死刑の執行を回避し、無期懲役に減刑することができ、さらに立功行為があれば有期懲役に減刑することもでき、そうでない場合、最高人民法院の許可に基づき、死刑を執行する条文を設けた⁶⁾。すなわち、死刑執行猶予を取り消す条件は、「確かに改悔した」ことがない場合に限定されることになった。しかしながら、「確かに改悔した」ことは、裁判所の裁量によることになる。それ以降、1997年刑法が死刑執行猶予の取り消す条件を、「故意犯罪を犯し、調査で犯行が確実である場合」に変更し、裁判の裁量権を明確に制限した⁷⁾。

これについて、改正法（九）は、死刑の執行猶予の取り消す条件をさらに厳格にし、「故意犯罪を犯した場合」並びに「情状が悪質である」条件を規定した。この規定により、二年間の死刑執行猶予期間内に故意犯

6) 1979年中華人民共和国刑法第43条、第46条による。

7) 1997年中華人民共和国刑法第50条による。

罪を犯した場合でも、死刑の執行猶予を取り消すことがなく、さらに情状が悪質であることを執行猶予を取り消す条件として規定した。

3 死刑犯罪に関する改正

改正法（九）は、9種類の犯罪において死刑の適用を削除した。これらは、武器弾薬密輸罪、核材料密輸罪、偽造貨幣密輸罪（刑法第一百五十一条）、貨幣偽造罪（刑法第七十条）、出資詐欺罪（刑法第九十二条、第九十九条）、売春組織罪、売春強要罪（刑法第三百五十八条）、軍事職務執行妨害罪（刑法第四百二十六条）、戦時流言流布罪（刑法第四百三十三条）である。これまで、中国刑法は、46種類の死刑犯罪に減少した。

4 罰金刑に関する改正

改正法（九）においては、罰金刑の延納制度が新設された。中国刑法の罰金刑は、附加刑として規定されているが、単独適用もできる。今回の改正により、罰金刑の執行は、不可抗力の災難等のため納付が困難である場合、以前の罰金刑の減免制度のほかに、罰金刑の延納制度も規定した。

5 自由刑に関する改正

異なる種類の自由刑を如何に執行するかの問題に対して、改正法（九）は、併合執行の規定を追加した。本来、中国刑法における自由刑体系は管制、拘役、有期懲役、無期懲役の4種類で構成される。数罪の場合、全ての有期懲役を加算するとき、上限二十五年を超えてはならない。しかしながら、この中に、管制、拘役および有期懲役の併合は、まだ明文化されていない。改正法（九）は、拘役や有期懲役の併合について吸収の原則を、管制や拘役、有期懲役の併合について併科の原則を採り入れた。すなわち、数罪の中では、有期懲役と拘役が処せられるときに、有期懲役のみを執行することにし、有期懲役・管制若しくは拘役・管制が処せられるときに、有期懲役あるいは拘役の執行終了後に、管制も執行

しなければならない。

6 終身監禁制度に関する改正

改正法（九）は、刑法第三百八十三条の横領罪の処罰について、はじめて実質の「終身刑」が創設されることになった。これは、公務員による横領罪で二年間の猶予期間付き死刑判決を下す場合、裁判が「犯行の情状等により」、その死刑の執行猶予期間満了後、法令により無期懲役に減刑される際、減刑および仮釈放をできない終身監禁を同時に決定することができる条文である。この規定は、収賄罪の処罰にも適用される。これにより、上述した死刑執行猶予制度には、減刑できない終身監禁の特別種類が追加されることになった。

近年中国においては、反腐敗運動のため、多くの国営企業の幹部にかかわる公金横領犯罪、多くの高官にかかわる賄賂犯罪が摘発されている。これらの事例では、改正前の刑法の規定によれば、莫大な犯罪金額、あるいは重い犯情により死刑を処する可能性が高い。しかし、非暴力犯罪の死刑減少の流れの中で、今回の改正により、死刑判決は大幅に減ると予測される。しかし、刑法第七十八条の減刑の規定および第八十一条の仮釈放の規定によれば、無期懲役に処せられた犯罪者が実際に十年以上を執行された場合、減刑または仮釈放が可能である。そのため、死刑判決と無期懲役の実質的な差が大きいため、減刑および仮釈放出来ない「終身監禁」を規定した。

7 テロ犯罪に関する改正

国際的テロ犯罪の取り締まりの流れでは、改正法（九）も、テロ犯罪に関する処罰の早期化や犯罪類型の新設、犯罪主体の拡大および罰則の強化等の改正を及ぼした。この改正により、テロ組織の結成、指導行為に対する最高法定刑を、以前の「三年以上十年以下の有期懲役」から「十年以上の有期懲役又は無期懲役」に引き上げることができ、テロ幫助

罪における主体を「テロ活動訓練に資金を提供した者」及び「テロ活動訓練のために要員を募集、輸送した者」に拡大し、また、テロ犯罪準備、宣伝行為を犯罪とし、処罰することもできる。それ以外、テロ犯罪に関する密航行為も、密輸罪の加重類型として追加された。

8 インターネット犯罪に関する改正

刑法上、個人情報保護を明確に示したのは、2009年に可決された刑法改正法（七）にて「個人情報不法売買・提供罪、個人情報の不法取得罪」を定めたのが端緒と考えられる。当時、個人情報の商業利用は発達していなかったため、本条における犯罪主体および行為が限定されている。すなわち、「国家機関もしくは金融・電信・交通・教育・医療機関の職員」など行政上の関係者に限定し、また、行為を個人情報の「窃取」、「不法に取得」に規定されている。近年、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の商業利用が著しく拡大する現状に対し、改正法（九）は、上述した改正法（七）の2つの罪を合併し、個人情報侵害罪を新設した。この改正により、個人情報侵害罪の犯罪主体は、以前の行政上の特殊な主体から、「国の規定に違反し、国民の個人情報を他人に販売又は提供した者」といった一般主体に拡大された。また、「情状が特に重い場合は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する」の加重類型も追加された。

個人情報の不法利用を厳罰するとともに、インターネットサービス提供者安全管理責任の強化も要求される。改正法（九）は、インターネットサービス提供者が法で定められるインターネット安全管理義務を履行しない行為や、所管機関から改善措置を拒否する行為などにより、「違法な情報が大量に流布される」、「インターネット使用者の情報の漏洩により、重大な結果を生じさせる」、「刑事犯罪証拠を隠滅させる」など重い事態をもたらしたことに對し、刑事罰を規定した。

同時に、改正法（九）は、インターネット不法利用罪、インターネット犯罪活動幫助罪及び虚偽情報捏造流布罪を新設する。インターネット不法利用罪の新設により、「詐欺、犯罪方法の伝授、禁制品、規制品の製造又は販売などの違法犯罪の行為を目的としたウェブサイトや通信グループを開設」、「麻薬、銃器、若しくは猥褻物などの禁制品、規制品の製造又は販売に関することおよびその他の違法犯罪の情報を流布」、「詐欺などの違法犯罪活動を行うために、情報を流布」などの犯罪準備行為は、独立な犯罪として処罰されることが可能である。同時に、他人のインターネット犯罪活動への認識を有し、「インターネットアクセス、サーバーホスティング、ネットワークストレージ、通信伝送などの技術的支援若しくは広告宣伝、代金決済など」インターネット犯罪活動の幫助行為も、共同犯罪として扱うことなく、単独なインターネット犯罪活動幫助罪として処罰することになる⁸⁾。しかし、この改正に対して、インターネットサービスを提供する第三者による中立的幫助行為の犯罪化の問題ではないかという指摘がある⁹⁾。

9 人身の権利を侵害する犯罪に関する改正

改正法（九）は、強制猥褻、侮辱罪の客体を、以前の「女子」から、「他人」に改正した。これにより、強制猥褻罪としての犯罪客体を「女子」から、男女を意味する「他人」に拡大することによって、性犯罪の被害者の範囲が拡大された。

また、改正法（九）は、被誘拐女子児童売買罪に対する罰則を強化した。中国では、女性や子どもの人身売買は深刻な社会問題である。人身

8) 「刑法改正法（九）におけるインターネット犯罪に関する法工委の解説」民主と法制時報2015年11月18日。http://www.npc.gov.cn/npc/c5855/201511/4bft21813161450e88b6acba39937736.shtml、2022年4月10日アクセス。

9) 車浩「刑事立法の教義学的検討－刑法改正法（九）の分析に基づく－」法学2015年第10期3－16頁。

売買を嚴重に取り締まりするため、1997年刑法はすでに売る行為を女子児童誘拐売買罪として処罰するだけでなく、購買行為に被誘拐女子児童売買罪の立法もされた。しかし、両罪の法定刑は必ずしも一致するのではなく、被誘拐女子児童売買罪において、行為者が誘拐された女子児童の解放に素直に応じた場合、刑事責任を追及しないこともあり得る。この規定について、大きな批判があった¹⁰⁾。今回の改正により、被誘拐女子児童売買罪には、刑事責任免除に関する規定が削除され、減刑に変更することになった。

近年、保護施設及び医療機関における虐待事件が多発する問題に対し、改正法（九）は、保護施設および医療機関等において、未成年者、老人、病人、障害者等に対する監護、保護の義務を負う者が、被監護人、被保護人に対する虐待行為を、被監護人、被看護人虐待罪として規定した。

10 司法を妨害する犯罪に関する改正

近年、民間ローンや不動産の権利、労働報酬に係わるトラブルを巡る民事裁判において、虚偽訴訟事件が頻発していた。いわば当事者の一方が、又は原告と被告（あるいは第三者）が意思疎通し、証拠の偽造や虚偽の陳述を通して法律関係を捏造し、偽の民事紛争を引き起こして訴えを提起する事例があった。このような行為は、国家権力を使って自らの目的を不当に実現し、他人の合法的な権利利益を侵害し、司法の公正・公平を損う行為である。改正法（九）は、捏造された事実で民事訴訟を提起する行為を虚偽訴訟罪として新設し、また、法人の場合でも処罰できると規定した。さらに、司法要員が職権を濫用した場合が、本罪の加重類型として追加された。

また、人民裁判所の裁判権に関する保護を強化するため、改正法（九）

10) 何恒攀「被誘拐女子児童売買罪における刑事政策について」山東警察学院学報 2013年第5期55-59頁。

は、司法要員、弁護士、訴訟代理人若しくはその他の訴訟参加者が、非公開審判とされる事案における不開示すべき情報を漏洩し、その情報を流布させ、国家の秘密の漏洩又はその他の重い結果を生じさせた行為を、犯罪として処罰する規定を追加した。それと同時に、不開示事案情報発表・報道罪が新設され、不開示すべき事案情報を、公に発表、報道し、情状が重い場合も、犯罪として処罰されることになった。

11 社会管理秩序を妨害する罪に関する改正

改正法（九）は、暴力、脅迫で警察官による公務の行使を妨害する行為を、公務執行妨害罪として追加した。

また、危険運転罪においては、「スクールバスの運行又は旅客運送に従事する際、定員数を大幅に超過した又は法定速度を大幅に違反し運転を行った場合」及び「危険化学品安全管理規定に違反し危険化学品運送を行い、公共安全を脅かした場合」が危険運転行為とされ、新たに処罰された。それと同時に、本条の犯罪主体も自動車の所有者と管理者に拡大した。なお、改正法（九）の審議に当たり、麻薬使用後の運転も危険運転罪の規定を適用すべきであるという意見もあったが、採用されなかった¹¹⁾。

最近の暴力による信訪事件¹²⁾の解決に向け、改正法（九）は、国家機関勤務秩序妨害罪を新たに規定した。これにより、反復して国家機関における公務員の勤務秩序を妨害する行為を行い、行政処分を受けた後も再度行った者は、重大な結果を生じさせた場合、犯罪として処罰することになった。それと共に、無許可の不法集合、デモ行進及び集団示威等

11) 前掲注2) 北川佳世子=周舟120頁以下。

12) 信訪とは、中国において、個人または組織などが、国家機関に対する文書の提出または直接の訪問などにより、請願や陳情あるいは苦情を申し立て、それに対応して国家機関などが対応や処理を行う制度である。田中信行『はじめての中国法』（有斐閣、2013年）参照。

中国刑法の新動向-改正法（九）、（十）、（十一）を中心に-（全・劉）（49-1・2-11） 11
の群衆事件を組織し、又は経済的に援助した行為は、不法集合組織・援助罪とし、処罰される。

二 刑法改正法（十）における改正

中華人民共和国刑法改正法（十）は、2017年11月4日に第12期全国人民代表大会常務委員会第30回会議で採択された。改正法（十）は、現行刑法に対して、1条のみの小幅な改正を行った。それは、国旗・国章侮辱罪の新設である。近年、香港で開催された国際的イベントで、中華人民共和国国歌ブーイング事件¹³⁾を踏まえ、改正法（十）は、「公共の場所において」、「国旗又は国章を故意的に燃焼、毀損、落書き、汚損、踏みつける等の行為」及び「国歌の歌詞又は楽譜を故意的に改ざんし、国歌を歪曲し、侮蔑する方法により奏唱したりする行為」など国旗・国章を侮辱した行為に対し、新たに犯罪として処罰する。

三 刑法改正法（十一）における改正

中華人民共和国刑法改正法（十一）は、2020年12月26日に第13期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で採択され、2021年3月1日から施行された。改正法（十一）は、合計で48条、そのうち13条を新設し、34条を修正し、発効時効に関する条文がもう一つある。従来 of 刑法と比較

13) 「FIFA、香港のファンによる国歌斉唱へのブーイングを調査（2015年9月11日）」
搜狐新聞 <http://news.sohu.com/20150911/n420889525.shtml>、2022年4月25日にアクセス。

すると、改正は、総則部分に1条、各則部分に17個の罪名の新設、10種類の犯罪の調整・廃止等に及した。改正の内容については、罪の新設、犯罪類型の拡大、最低刑事責任年齢の引き下げ、法定刑の上限の引き上げなどに及ぶ。

刑法改正法（十一）における主な改正は以下の通りである。

1 刑事責任年齢に関する改正

改正法（十一）は、1979年刑法典以来、初めて最低刑事責任年齢について改正を行った。すなわち、従来の法定最低刑事責任年齢が14歳と規定されたことに対して、特定の状況及び手続きにより、刑事責任が問われる年齢を12歳に引き下げることができる。具体的に、12歳以上14歳未満の者が故意殺人、故意傷害の罪を犯し、人を死亡させ、又は特に残虐な手段により人に重傷を負わせて重大な障害を与えた場合、最高人民検察院の許可により訴追され、刑事責任を負うことと規定した。これにより、犯罪少年に対する刑罰の範囲が限定的に拡大された。

2 公共衛生の保護に関する改正

主な内容は、疫病防止、生物安全、重大公共衛生リスクのコントロールに対する刑事的保護を強化することである。

（1）疫病防止

疫病防止について、コロナウイルス感染症蔓延防止の経験を踏まえ、改正法（十一）は、伝染病予防治療妨害罪における伝染病の範囲を拡大した。すなわち、伝染病予防治療法が規定される甲類伝染病に、法に基づき確定した甲類伝染病管理措置を取る伝染病を加え、本罪の調整範囲に属することになった。また、人民政府及び衛生防疫機関が法令により提出した予防、管理措置の執行を拒否する行為は、本罪の犯罪類型として追加された。

（2）生物安全

生物安全について、改正法（十一）は、人類遺伝資源不法収集・人類

遺伝資源材料密輸罪、遺伝子編集・クローン胚不法移植罪及び外来侵入種不法持込・拡散・廃棄罪という3つの罪を新設した。これにより、「遺伝子編集、クローンが行われたヒト胚を人体又は動物へ移植し、又は遺伝子編集、クローンが行われた動物の胚を人体へ移植した」行為、「国民の人類の遺伝資源を不法に収集し、又は国民の人類の遺伝資源材料を運送、郵送、若しくは外国に持ち出した」行為及び「外来侵入種を不法に持込、拡散、廃棄した」行為は、犯罪として処罰されることになった。

(3) 重大公共衛生リスクのコントロール

重大公共衛生リスクのコントロールについて、改正法(十一)は、野生動物の食用を禁止する改正を行った。2019年、新型コロナウイルスの流行の経験を踏まえ、全国人民代表大会常務委員会による「野生動物不法取引の全面禁止、野生動物食の悪習の排除、人民の生命、健康の安全の適切な保障に関する全国人民代表大会常務委員会の決定¹⁴⁾」の採択とともに、改正法(十一)は、食用を目的として、貴重・絶滅危惧の野生動物以外の陸生野生動物を「不法に捕獲、買収、輸送、販売した」行為を、犯罪とした。

2 公共秩序の管理に関する改正

近年、中国では、社会の公共秩序の妨害において、社会問題となった事件¹⁵⁾が次々と発生した。このような関心事に対して、多くの国民は、

14) 2020年2月24日に開催された第13期全人代常務委員会第16回会議により、「野生動物不法取引の全面禁止、野生動物食の悪習の排除、人民の生命、健康の安全の適切な保障に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」が公布、実施された。

15) 「落下物事件」: 2019年6月13日に、広東省深圳市のある団地で、マンションの20階から窓ガラスが砕ごと落下。下にいた男児(5歳)を直撃し、男児は3日後に亡くなった。「路線バス転落事件」: 2018年10月28日に、運転手と乗客の女性のけんかが原因で、ハンドル制御ができなくなり、路線バスは長江にかかる橋から転落し、13人が死亡した。「替え玉受験事件」: 2019年7月に、山東省で2004年の全国統一大学入試における他人の身分を冒用して替え玉受験事件が発覚された。その後、広州市における大規模の替え玉受験も摘発に至った。

刑事立法に積極的に取り込むことを求めている。そこで、改正法（十一）は、都市の管理、公共交通機関の安全及び受験秩序を侵害する行為に対して、新たな処罰を規定した。

（1）都市の管理

中国の都市部において、高層階建造物が激増するとともに、高所から物品の投げ捨て行為による死傷事件も多発した。「都市の空に潜む危険」の問題を解決するため、改正法（十一）は、高所物品落下罪を新設した。この条文により、「建築物又はその他の高所から、物を投下し、情状が重い場合」に対して、「一年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する」刑罰を科すことができる。また、「情状が重い場合」の処罰範囲は広範であり、実害結果に限らず、単に物品落下し、危険をもたらす状況も含まれる。

（2）公共交通機関の安全

また、公共交通機関における安全の保障について、改正法（十一）は、バスのハンドルの奪取等による公共交通機関の正常秩序を妨害する行為を犯罪として新設した。すなわち、「運行中の公共交通機関の運転手に暴力を加え、又は操縦装置を奪い取り、よって公共交通機関の正常の走行を妨害し、公共の安全を侵害した場合、一年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する」と規定した。また、公共交通機関の運転手に対して、「職務を無断に離れ、他人と殴り合い又は他人を殴打し、公共の安全を侵害した場合」も、安全運転妨害罪として処罰することになった。

（3）受験秩序

受験秩序について、改正法（十一）は、不正受験行為に関する新たな犯罪類型を追加した。すなわち、「他人の身分を盗用、冒用し、他人になりすまして、高等教育の入学資格、公務員の採用資格、就職の待遇を得

中国刑法の新動向-改正法(九)、(十)、(十一)を中心に-(全・劉)(49-1・2-15) 15
た」行為は犯罪となった。また、これにより、その行為を組織し、指示した者も重く処罰されることになった。

3 食品・医薬品に関する犯罪の改正

国民生活の分野における大きな関心事として、食品・医薬品の安全性が今回の刑法改正において、問題視された。改正法(十一)は、偽造医薬品、不良医薬品、無許可医薬品の生産、販売の犯罪及び食品、医薬品監督・汚職犯罪に関する改正を行った。

(1) 偽造医薬品、不良医薬品の生産、販売

偽造医薬品、不良医薬品生産販売罪において、改正法(十一)は、2つの犯罪類型を追加した。1つは、医薬品の提供者が偽造医薬品を知らずながら、他人の使用に提供する行為であり、もう1つは、不良医薬品を知らずながら、他人の使用に提供する行為であった。

(2) 無許可医薬品の生産、販売

改正法(十一)は、無許可医薬品に関する犯罪を設けた。近年、難病の治療につき、国内の高額治療薬を入手せず、海外輸入によるジェネリック医薬品を入手した患者は数多く存在し、中国社会の関心を集めた。しかし、中国におけるジェネリック医薬品制度は極めて不整備であるため、旧「薬品管理法」により、無許可での海外輸入によるジェネリック医薬品は偽薬とされるケースがほとんどである。このうち、営利ではなく純粋な人助けのため、無許可医薬品輸入をした個人は、偽造医薬品販売罪として公訴された事例¹⁶⁾が相次いでいた。

このような高額医療の現状や個人輸入に対する刑事罰の妥当性への検討を踏まえ、2019年、「薬品管理法」は全面に改正を行った。新「薬品管理法」では、海外でも合法的な医薬品であれば、許可なく輸入しても偽薬として扱わないとしているが、「医薬品承認証明文書を取得せず医薬品

16) 鮑榮振「『薬の神』の命運やいかに」人民中国2020年5期40頁。

を生産、輸入する」行為が原則に禁止され、違反した場合は行政上、又は刑事上の責任を負うとした。新「薬品管理法」において無許可医薬品に関する改正に合わせ、改正法（十一）は、無許可医薬品の生産、販売に関する薬品管理妨害罪（刑法第四百四十二条の一）を規定した。すなわち、「薬品管理法に違反し、無許可製造の医薬品を生産、販売する」行為に対して、「人の健康に重大な危害を与える危険性が高い場合」に「三年以下の有期懲役又は拘役」及び「人の健康に重大な危害を与え、又はその他の重い情状がある場合」に「三年以上七年以下の有期懲役」という罰則を規定した。

（3）食品、医薬品監督・汚職

食品、医薬品監督・汚職犯罪について、本来の食品監督汚職罪に、医薬品監督・汚職罪が追加され、また、汚職に関する具体の場合も細かく規定されることにより、汚職を取り締まりの実効性を強化した。

4 金融リスクの予防に関する改正

主な改正は、公衆預金の不法集金罪の処罰の強化、不法債務取り立て罪の新設、証券関連犯罪の規制の強化等といった内容である。

（1）公衆預金の不法集金罪の改正

近頃、中国のインターネット業界は急速な発展を遂げており、ネット金融活動も活発化している。その中で、金融貸し借りの詐欺事件が起こされて、被害額も巨額であった。具体的に、インターネット経由で貸し手とする個人、又は中小企業は、銀行などの金融機関を介さず、借り手とする一般公衆に高い金利を約束し、毎月金利を返済する「金融商品」の提供により、直接に融資を行う。この新型のネット金融は、国の金融機関を介さないため、審査が早いほか、信用の低い企業や個人でも融資が受けられる一方、市場が無秩序に拡大された。結果、貸し手の投資資金を回収できないケースが社会問題となっている。

こうした公衆預金の不法集金は、国の経済金融秩序を妨害するだけでなく、国民の個人的財産にも大きな損失を与えた。正常の経済金融秩序に対する侵害行為への処罰を強化する一環として、今回の刑法改正は、公衆預金の不法集金罪に、「金額が特に巨大であり、その他の特に重い情状がある場合」という犯罪類型を新設し、法定刑を十年以上の有期懲役と規定した。それと同時に、本罪は、「公訴を提起する前に積極的返金・賠償の実行」により損害を減少させる場合の刑の減輕を定め、被害回復の観点からの配慮も行った。

(2) 不法債務取り立て罪の新設

近年、中国において、金銭貸し借りの形で、強要的に相手に貸し付けることにより、他人の財産を不法に取得する「高利貸し」「金融詐欺」「套路貸」¹⁷⁾など、さまざまな民間ローン事件が摘発された。このような犯罪の蔓延は、被害者の財産を侵害するだけでなく、暴行、脅迫といった債務の取り立ても絡み、被害者の人身に関する権利を侵害する犯罪行為も引き起こしやすい。このうち、現行刑法によれば、不法金銭の貸付け行為は、詐欺罪若しくは不法経営罪に該当し、また、債務の取り立ての手段によって、不法監禁罪、不法住宅侵入罪、挑発混乱引起罪にも該当することになる。この場合、数罪併罰により、行為者に二十年以上の懲役刑を処することが可能になり、罪刑の均衡を失う¹⁸⁾ことになる。

改正法(十一)は、上述したような不法債務の取り立てを犯罪行為として新設した(刑法第二百九十三条の一)。すなわち、「暴力、脅迫の方法を使用した」、「他人の人身自由を制限、又は他人の住宅を侵入した」および「他人を脅迫、尾行、騷擾」などの暴力等により、高利貸し等か

17) 套路貸について、鮑榮振「より狡猾になる悪徳金融」人民中国2020年11期34頁参照。

18) 周光権「不法債務取り立て罪の理解と適用」法治日報2021年10月13日版。

ら生じる違法な債務を取り立て行為が犯罪と規定した。また、法定刑を「三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する」に定めた。

(3) 証券関連犯罪に関する改正

今回の改正法は、証券関連犯罪の厳罰化および対象の拡大により、金融リスクの解消と金融秩序の維持を図った。具体的に、詐欺による証券の発行、重要情報の不正開示などの行為に対し、刑を加重する犯罪類型が規定された。また、これらの犯罪について、支配株主及び実際支配人に対する刑事責任も規定し、証券関連犯罪の規定を強化した。

5 知的財産権関連犯罪に関する改正

知的財産権の刑事的保護の強化を図るため、改正法（十一）は、商標権、著作権、営業秘密に関する改正を行った。

(1) 商標権の保護の強化

商標権の保護について、改正法令により、登録商標冒用罪、登録商標冒用商品販売罪及び登録商標標識不法製造・不法製造登録商標標識販売罪に、刑の加重類型が設けられ、その上、法定刑の上限も、十年の有期懲役に引き上げられた。

(2) 著作権の保護の強化

著作権の保護の強化として、著作権侵害罪に、著作物を「インターネットを通じて公衆へ散布した場合」という著作権侵害態様が構成要件に追加された他、著作権侵害複製品販売罪における法定刑の上限も三年から五年に引き上げられた。また、著作権法の改正¹⁹⁾に伴い、著作物の実演家に関する著作隣接権への侵害も著作権侵害罪の対象となることが

19) 2020年11月11日第13期全国人民代表大会常務委員会第23回会議で採択、2021年6月1日から施行する。中華人民共和国全国人民代表大会ネット <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3NTJiN2Q0MzAxNzVINDe2NmJhYjE1NTc%3D>、2022年4月27日にアクセス。

明確にされた。すなわち、「著作権者又は著作権に関する権利者の許諾を得ずに、権利者がその作品、録音録画製品等の著作権又は著作権に関する権利を保護するための技術的措置を、故意に回避又は破壊した場合」という構成要件を追加した。

(3) 営業秘密に関する改正

営業秘密侵害罪について、従来の「営業秘密の権利者に重大な損失を与えた」という構成要件を「情状が重い場合」に変更し、法定刑の上限も七年から十年に引き上げることになった。また、侵害手段に「窃盜、賄賂、詐欺、脅迫、電子侵入又はその他の不正手段」を変更することにより、同罪の処罰範囲が実質的に拡大された。また、海外の為営業秘密窃取、探知、買収、不法提供罪を新設し、「海外の機構、組織、人員のため、営業秘密を窃取、探知、買収、不法に提供した」行為は商業スパイとして処罰されることと規定した。

6 企業犯罪の法定刑に関する改正

米中貿易摩擦を背景にして、中国政府は、企業の健全なコンプライアンス体制の強化に関する法的措置を実施した。これに関して、改正法(十一)においても、企業犯罪に関する刑罰の調整が行われた。すなわち、企業内部の従業員により行われた企業の管理秩序ないし財産に対する罪である非国家公務員収賄罪、業務上横領罪及び資金流用罪について、軽微事案の法定刑を引き下げるとともに、特に重大な事案について法定刑を加重する類型を設け、罰金刑も併科する規定であった。これにより、企業のコンプライアンスに対する刑罰の適正化と厳罰化が実現された。

一方で、最近、中国では、企業犯罪予防の観点から、刑事訴訟法上において、法人犯罪に関する「コンプライアンス不起訴」という新たな試みを行う。すなわち、企業の責任者がコンプライアンスの構築を約束し、積極的に改善に取り組む態度を示せば、その者に対する刑事責任の追及

を免れることができ、いわば日本の「司法取引」に当てはまる。今後、この制度の整備を期待したい。

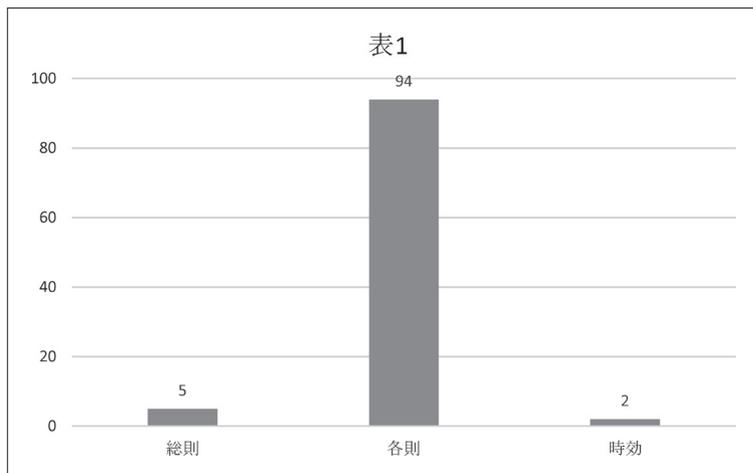
四 中国刑法改正における特徴

以上の解説により、改正法（九）、（十）、（十一）における刑法改正の主な特徴を指摘することにした。

1 単一刑法体系の問題点

表1は、3つの改正法における条文の概観である。全体から見ると、条文総数が101条で、総則に関する改正が5条、各則に関する改正が94条、発効に関するのが2条であった。このような結果から、3回の刑法改正は、各則における犯罪類型および処罰範囲の調整に集中することが明白である。

その理由は、中国刑法が、単一刑法体系を採用していると考えられる。

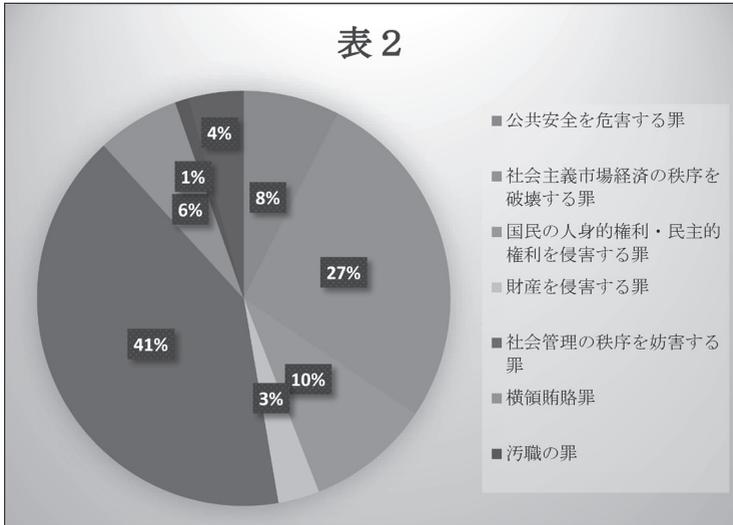


日本刑法と比べると、中国刑法体系には大きな違う点がある。すなわち、日本刑法においては、刑法典に規定される犯罪、特別刑法に規定される犯罪、軽犯罪法に規定される犯罪との区別がある。さらに、日本の不正競争防止法のような経済法規、道路交通法のような行政法などにも、刑事処罰の規定がある。一方、中国の法律において、不正競争防止法のような経済法規、道路交通法のような行政法などには、一般的に直接の刑事罰の規定がない。例外の立法例として、「全国人民代表大会常務委員会による外貨の不正購入、不法送金、不法売買の外国為替犯罪の処罰に関する決定」の単行刑法には、1つの罪名のみに対して刑罰が規定された。すなわち、いわゆる特別刑法、行政刑法における刑事処罰も、刑法または刑事単行法の処罰規定に統一する。1997年刑法は、これまでの特別刑法における刑事罰の規定をすべて統合した。

新刑法が制定された以後、およそ2年ごとに刑法改正が行われた。これからも、単一刑法体系を採用しているため、刑法改正が頻繁に行うことが予測される。将来において、中国刑法典は、どこまで膨張するのかを注視する必要がある。

2 社会統制機能の強化

表2は、刑法各則の改正に関する条文の分布である。94条の中に、社会管理の秩序を妨害する罪の改正が38条もあり、その比率が41%と、社会主義市場経済の秩序を破壊する罪の改正が25条があり、その比率が27%、圧倒的多数を占めている。これに対して、国民の人身的権利・民主的権利を侵害する罪の改正が9条があり、その比率が10%と、財産を侵害する罪の改正が3条があり、その比率が3%を占めている。この結果から、最近の刑法改正は、個人的法益より社会的法益の保護を強調し、社会的問題の解決として、頻繁に使用されることが分かった。



これは、中国刑法が「社会的危害性」²⁰⁾の犯罪概念を採用していると考えられる。中国刑法13条の但し書きによれば、「情状が著しく軽く、危害が大きくない場合は、犯罪と見なされない」となる。すなわち、犯罪の成否は、社会に与える危害の程度である。また、学界の通説において、犯罪とは、社会に危害する行為であり、刑法に違反する行為となり、刑罰に値すべき行為をいう²¹⁾。犯罪とするほどではない場合、治安違反行為として治安的処罰に科せる。例えば、同じ身体に対する傷害行為でも、軽傷以上の結果が生じる場合、故意傷害罪として刑事責任を追及されるが、軽傷以下の結果であれば、行政罰金あるいは行政拘留等に処し、事件が警察段階で終わらせることは多かった。

この意味で、中国の刑事立法は、個人の保護を凌駕する社会の保護に

20) 「社会的危害性」について、張光雲『中国における犯罪概念と犯罪の構成—日本刑法との比較』（専修大学出版局、2013年）参照。

21) 高銘暄『中華人民共和国刑法の孕育誕生および発展完善』（北京大学出版社、2012年）20頁。

主眼を置かれたと思われる。しかも、最近の社会不安の高まりをとともない、「社会的危害性」は経済秩序、公共場所秩序、生態環境、公共衛生等の分野で広範的に使われ、かなり包括的概念になった。その結果、行為の実際的危害性が把握できず、犯罪化する基準が曖昧になり、刑法は社会統制機能を大きく果たした。

これに対して、日本刑法はドイツから由来する法益論を採っている。すなわち、法益保護原則から、「刑法の目的は国家自身の保護や倫理秩序の維持にあるのではなく、個人の生命、身体、自由、財産の保護にある²²⁾」ということが導かれ、倫理的要素を排除することを意味する。具体的に、姦通罪のような「被害者のない犯罪」、さらには、賭博罪と麻薬の自己使用について「自己が被害者である」として非犯罪化が主張される²³⁾。このような主張から、法益保護原則は、国家的理念及び倫理的要素へ侵害行為を犯罪化する場合、それ自体が個人の利益に還元できることを前提としなければならないという刑事立法に対する批判機能を持つと理解できる。

しかしながら、現代社会における公共の利益は、経済秩序、公共的信用及び生態環境など、個人の利益に還元できるものばかりではなく、独自の価値を持つために刑法で保護されるものである。現代社会に潜む危険性を未然に防ぐために、法の社会統制機能に応じて、法益保護原則による立法批判機能は一層弱体化される。将来、刑事立法上、「超個人的利益」に対する保護は、日中刑法に共通の問題ではないかと思われる。

22) 平野龍一「現代における刑法の機能」『刑法の基礎』(東京大学出版会、1966年) 115頁以下。

23) 前掲注22) 44頁以下。他にも、内藤謙『刑法講義総論(上)』(有斐閣、1983年) 47頁、中山研一『刑法総論』(成文堂、1982年) 13頁以下、内田文昭『刑法概要上巻』(青林書院、1995年) 12頁以下など参照。

3 刑罰の重罰化

刑罰の見直しについて、改正法（九）、（十一）は大規模な改正を行った。

（1）改正法（九）における刑罰の改正

改正法（九）においては、死刑に関して、9種類の罪に対する死刑の廃止、死刑の執行猶予の取り消す条件の厳格化等によって、一定の死刑の減少する方向性を示した。また、罰金刑に関して、経済犯罪の中は、9個の罪に上限のない額の罰金刑²⁴⁾が追加されるとともに、3個の罪に法人に対する上限のない額の罰金刑も規定された。このように、経済非暴力犯罪の死刑廃止及び財産刑の増加は、伝統的応報刑論の緩和として、進歩的な意義があると考えられる。しかし、罰金刑の併科は、一定の刑を加重するものであると考えられる。

ところで、横領罪と収賄罪に対する処罰が重罰化の傾向にある。上述した通り、巨額な賄賂、深刻な情状、特に死刑に匹敵する罪の場合、刑事政策上、いったん二年の執行猶予付き死刑判決を下すが、その後、終身刑の措置をとることができるようになる。これにより、不適切な減軽及び仮釈放などで服役期間が短くなる事象を防ぐことができ、行為者に一切の減刑や仮釈放が認めない厳重な刑罰を加えることで、「重典治腐」（腐敗を治めるために重い法典を用いること）が実現した。

（2）改正法（十一）における刑罰の改正

さらに、改正法（十一）においては、刑罰の重罰化も一段鮮明になったと思われる。改正法（十一）に、18の罪に対する自由刑の修正や9の罪に対する財産刑の修正を含め、合計20の条文では刑罰の変更を及ぼした。

24) 中国刑法における罰金刑の金額は、定額の罰金や倍比例の罰金、無上限額の罰金に分けられる。

自由刑に関して、高い注目を集めたのは、業務上横領罪及び非国家公務員収賄罪に、巨額な金額及び深刻な情状の犯罪類型が増設され、無期懲役の法定刑も規定されたこと。言うまでもなく、死刑に次いで最も厳しい刑罰である無期懲役は、多数の国においても、適用の範囲が非常に狭く、嚴重な犯罪しか適用されない。例えば、日本刑法において、無期懲役が法定刑としてある罪は、殺人罪、強盗致死傷罪等の暴力犯罪に限られる。しかしながら、そもそも中国刑法において、法定刑を無期懲役以上とする罪は、経済犯罪でも多数に規定されている。最近の刑法立法では、刑罰の人道化に基づく死刑の廃止に努力している一方、懲役刑の加重の傾向もあり、刑罰全体に「死刑の減少、懲役刑の長期化」として特徴付けられるであろう。

また、改正法(十一)は、各則の3章に渡る15個の罪に対し、それぞれ法定刑の上限を引き上げた。具体的に、株式、債権詐欺発行罪の最高法定刑を五年から十五年に、重要情報不正開示・非開示罪の最高法定刑を三年から十年に、公衆預金の不法集金罪の最高法定刑を十年から十五年に、営業秘密侵害罪の最高法定刑を七年から十年に、虚偽証明書提供罪の最高法定刑を五年から十年に、登録商標冒用罪、登録商標冒用商品販売罪、登録商標標識不法製造・不法製造登録商標標識販売罪及び著作権侵害罪の最高法定刑を七年から十年に、著作権侵害複製品販売罪の最高法定刑を三年から七年に、資金流用罪の最高法定刑を十年から十五年に、公務妨害罪の最高法定刑を三年から七年に、環境汚染罪の最高法定刑を七年から十五年に引き上げた。その他、集金詐欺罪及び賭博開設罪に対する量刑基準の引き上げる改正も行った。

それ以外、改正法(十一)には、拘役と管制に関する条文が大幅に修正された。すなわち、集金詐欺罪、登録商標冒用罪、登録商標冒用商品販売罪、登録商標標識不法製造・不法製造登録商標標識販売罪、著作権

侵害罪、著作権侵害複製品販売罪など知的財産に関する犯罪に対し、管制や拘役が適用されることなく、有期懲役に処することになる。中国刑法では、管制や拘役が自由刑の種類である。現行刑法により、管制に処せられる者が、コミュニティにおいて社会復帰を目指す非監禁刑の執行を受けるが、それに対して、拘役に処せられる者が、最寄りの公安機関における1月以上6月以下の短期監禁刑の執行を受け、執行期間中に毎月1日ないし2日帰宅することができる²⁵⁾。この条文に照らして見れば、管制が社会内処遇の一種であり、拘役が短期自由刑に属すると考えられる。特に、両方は、有期懲役より、刑の執行を大幅に緩和できるのが明白である。しかし、中国における刑罰制度改革の流れに沿う刑の執行の多様化を提唱する今日には、今回の改正による管制や拘役の適用の削除が、多少不可解な点があると言わざるを得ない。

また、主刑以外、付加刑として罰金刑の重罰化を見過ごせない。改正法(十一)により、業務上横領罪や環境汚染罪に対する最高法定刑が引き上げられる一方、上限なしの額の罰金刑の併科も追加された。また、不良医薬品生産販売罪、株式、債権詐欺発行罪、重要情報不正開示・非開示罪、集金詐欺罪、公衆預金の不法集金罪、マネーロンダリング罪において、以前の定額の罰金刑又は倍比例の罰金を、無上限額の罰金刑に変更された。従来、罰金刑について、国庫収入の増加として、特に利欲犯に対し、犯罪の抑制・威嚇の目的が達成でき、短期自由刑の代替策とする活用すべきと主張した²⁶⁾、その公正・公平な量定方法については未だ十分に議論がなされていなかった。罰金刑の上限が定めなければ、罰金刑で科される金額の範囲が広くなり、裁判官の自由裁量も過度に拡大

25) 甲斐克則＝劉建利『中華人民共和国刑法』(成文堂、2011年) 81-82頁。

26) 曹波「適時検討罰金刑配置与執行中的制度性遺憾」検察日報2020年6月10日第003版。

し、犯罪者が家計を失い、法人が倒産するほどの罰を受けるような副次的効果ある事態もあり得る。このような事態の発生は、罰金刑が設けられた目的に反することではないかと考えられる。今後、経済犯罪における犯罪情勢や財産刑運用の実態に則して、罰金刑制度について抜本的な見直しを期待する。

4 刑事処罰の早期化

中国刑法は、原則として「一人、一罪、既遂」を前提に条文が成立するモデルを採用しているため、一人が犯罪既遂となる実行行為は、共犯行為、予備行為及び未遂行為を排除するほかはない²⁷⁾。実際、刑法各則においては、共犯行為、予備行為及び未遂行為を、立法の擬制によって実行行為とされ、単独犯罪として処罰する条文、又はこれに対する刑の減輕の条文が規定された。この場合、実害惹起に向けられる行為をかなり早い時期から処罰の対象とする「処罰の早期化」現象が生じる。この裏側には、刑法の一般予防論の視座から、「社会危害性」を非常に抽象的に理解されるために刑法を用いる立法理念に繋がると考えられる。

最近の改正法には、「処罰の早期化」の傾向がますます増大であろう。改正法(九)には、テロ犯罪、インターネット犯罪、多衆社会秩序妨害罪及び不正受験罪に関して、組織行為、資金の提供行為や幫助行為などを、単独犯罪として新たに追加された。それと同時に、テロ犯罪、危険運転罪、強制わいせつ・侮辱罪、奪取罪、法廷秩序妨害罪においても、行為犯、挙動犯に関する犯罪類型も規定された。

このような傾向は、改正法(十一)による高所物品落下罪の増設をめぐって、より鮮明に反映できる。ここで、本罪の成立した経緯を説明する。

以前、高所から物を投げる行為を、民事不法及び治安違反で処理する

27) 陳興良『教義刑法学』(中国人民大学出版社、2010年)189頁。

のが一般的であるが、刑事法で対応し始めたのは最近であった。2019年11月、最高人民法院は「高所からの投下物・落下物の事案における法より適正的裁判に関する意見」を頒布した。この「意見」は、高所で物を投げる行為についての刑事上の処理を明確に規定する。すなわち、①「故意に高所から物を投下し、未だ深刻な結果に至っていない、公共の安全に危害を及ぼす場合」を、刑法第一百四十四条に従って、危険な方法による公共安全危害罪として処罰する。②「人の重傷、死亡または公的、私的財産に重大な損失を生じる場合」を、刑法第一百五一条一項に従って、危険な方法による過失公共安全危害犯罪として処罰する。③「傷害、殺害のために上述した行為を行う場合」を、故意傷害罪及び故意殺人罪として処罰する。しかしながら、都市部で高層階建造物が激増する背景に、このような行為を刑事上の結果犯としての処理でも、物を投げる悪い癖に対する抑止力が薄くなり、落下物事件の根絶は難しい。

その現状を踏まえ、「都市の空に潜む危険」の問題を解決するため、改正法（十一）は、「建築物又はその他の高所から、物を投下し、情状が重い場合」という構成要件を設けた。以前の結果犯とする処理と比べて、新設した本罪が「情状が重い場合」に適用されることによって、実害結果だけではなく、単に物品落下し、危険をもたらす場合にも刑事処罰が可能になる。この意味で、本罪の処罰範囲は治安違反行為の一部と重なって、公共の安全がかなり早い段階に刑事罰で担保される。従って、犯罪と治安違反を区別するため、将来、「情状が重い場合」について厳格な解釈が望ましいと思われる。

5 輿論に対する過度な対応

近年、一連の改正法は、社会の主要な問題や注目する焦点について積極的に対応し、立法化が求められる。例えば、改正法（九）、改正法（十一）における不正受験罪及び身分冒用罪の新設は、メディア報道されて

中国刑法の新動向-改正法(九)、(十)、(十一)を中心に- (全・劉) (49-1・2-29) 29

いる大学入学試験に関する不正受験や不正入学事件等に対する刑事法の対応である。特に、身分冒用による不正入学事件に関して、多くのメディア報道した他人の大学入学資格の盗用記事は、2010年以前のものである²⁸⁾。当時の行為者が違法な、又は反則な方法を使ってなりすまして入学資格を得ることができたのは、過去の学籍、戸籍管理が不足し、身分確認技術が限られているなど歴史的原因によるものである。しかし、これまでに発生した関連事件は、刑法の不遡及の原則や事後法の禁止のため、新たに身分冒用罪が追加されても、処罰できない²⁹⁾。また、個人情報高度電子化は、将来、他人の身分を冒用して入学事件を大幅に抑制できると予測する。そのため、新設した身分冒用罪の適用範囲はかなり狭く、類似行為も現行刑法の偽造類型犯罪で規制するのに十分であり、犯罪化の必要性に疑問を抱かざるを得ない。

また、改正法(十一)における未成年者の刑事責任年齢の引き下げも大衆の感情に対応するものであろう。近年、少年による悪質犯罪事件³⁰⁾が報じられたことによって、輿論には、少年犯罪の増加、凶悪化、低年齢化の声が高まり、「体感治安」と共に、応報刑論に基づき少年へ厳罰が要求される。そして、2020年の全人代で、大会代表による多数意見が、今の未成年者は成熟し、責任の感覚も発達し、刑罰適応性があり、重大事件の防止のため、14歳の最低刑事責任年齢を12歳に引き下げすべきとし、立法機関も、その意見を支持し、可決された。しかし、この調整には、立法の理性は欠けていたと思われる。今後、12歳未満の少年が重大犯罪を起こしたら、再び刑事責任年齢を引き下げるのか。

28) 中華人民共和國全國人民代表大會ネット <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/bc76f9ec941a4378897d9c5137279566.shtml>、2022年5月1日アクセス。

29) 前掲注1) 127頁以下。

30) 各種事件の詳細は、黎宏「刑法改正法(十一)若干要點解析—予防刑法觀の立場から」上海政法學院學報2022年2号4頁參照。

実は、少年による悪質犯罪事件に対する大衆の不満が、刑事責任年齢制度ではなく、刑事責任年齢未満の少年が適切に対処されていないことである。1997年刑法以降、中国には、少年犯罪予防について一連の法整備が始まった。1999年に、全国レベル少年法立法として「中華人民共和国予防未成年人犯罪法」が成立した。同法において、少年の「不良行為」と「嚴重不良行為」という特有の概念³¹⁾が規定され、それと相応する非刑罰的な処分も定められた。この中に、13歳から18歳の非行少年を対象とした「工讀学校」の運営が注目された。「工讀学校」で収容された少年は、窃盗、暴行、不純異性交遊等の「嚴重不良行為」を繰り返し、学校の秩序を妨害し、学校及び家庭で管理できない者である。しかしながら、専門裁判機関、保護的手続き等の欠如のため、近年、「工讀学校」の規模は大きく縮小した。結局、非行少年は、全体的に治安管理法、刑法に従って成人と同様に扱うことになった。

従って、根本的な少年対策を求めるには、刑事未成年制度ではなく少年司法制度であると思われる。すなわち、少年の未熟性と可塑性の観点を取り入れ、少年を成人刑事司法から解放し、専門裁判機関、保護手続き、保護処分の検討を含め、現行少年対策への全体的な見直しが必要と考える。

おわりに

以上のように、本稿は、近時の中国刑法改正法（九）、（十）、（十一）に対し、「刑事立法の活発化」の具体的内容について考察した。この考察によれば、中国刑法改正法は以下のような方向性及び問題点があると考

31) 中華人民共和国予防未成年人犯罪法第28条、第38条による。

えられる。

第一に、単一刑法体系の採用による刑法全体の膨大化である。中国刑法は、単一刑法体系を採用しているため、刑法改正が頻繁に行うことが予測される。頻繁な刑法改正は、全体の刑法を増大させ続けるだけでなく、法の安定性を損なう恐れもある。

第二に、社会統制機能の強化による個人的利益の軽視である。中国の刑事立法は、「社会的危害性」の犯罪概念を採用しているため、個人的利益より、公共的・国家的利益の保護に主眼に置かれる。その中に、一部の個人的利益を侵害する行為は刑法で容赦され、非犯罪化となる。

第三に、死刑の減少、監禁刑の長期化、無上限額の罰金刑の導入により、刑罰の全体は重罰化になった点である。刑罰の改正点について、すでに検討したように、改正法(九)は、死刑減少の方向を明らかにした一方で、終身監禁制度の創設によって、監禁刑の加重する傾向もある。また、改正法(十一)においても、監禁刑の上限の引き上げ、無上限額の罰金刑の追加等は、刑罰の重罰化傾向をさらに強めたと思われる。

第四に、刑事処罰の早期化による処罰基準の不明確である。近時の中国改正刑法は、公共的利益を保護するため、一定の共犯行為、予備行為及び未遂行為を実行行為とされ、単独犯罪として処罰することになった。これにより、公共安全に対する脅かす行為について、早い段階で刑事処罰になった。しかし、その結果、犯罪の範囲は治安違反行為の一部と重ねて、刑事罰と治安行政罰に関する処罰基準が不明確になった。

第五に、輿論に過度な対応による立法理性の欠如である。近時の中国改正刑法の多くの規定は、輿論の注目が集まる社会問題に対応するためである。上述した通り、メディア報道による不正受験事件及び少年による悪質犯罪事件などに対し、刑事立法は、罪の追加や刑事責任年齢の引き下げを行い、積極的に対応する態度を示した。これに対し、刑事立法

は、被害者や公衆の感情に応える必要があるが、「行為規範の任務は法益を保護することであり、この法益に被害者の応報感情を含めることはできない」³²⁾ という指摘もある。従って、罪の新設及び刑事政策の調整について、立法者は、輿論の任意を排除し、科学的・理性的態度に基づき、一層実証的・合理的根拠を示すべきであろう。

これらの内容から見ると、一連の改正法は、社会防衛の強化・積極的一般予防を重点とするものであると考えられる。これに対して、「予防は、常に無制限、不確実、不明確と結びついており、法治国家における中核的価値を脅かし、変更し、社会へ刑事法の介入の適切な境界を曖昧にする危険性を孕んでいる」³³⁾ という意見は、吟味する必要があると思われる。

32) 高橋則夫『刑法総論』(成文堂、2016年) 29頁。

33) 何栄功「予防刑的拡張及びその限度」法学研究2017年 4号138-154頁。

しは奨励している。会社の帳簿として記録なくして原告は代表訴訟での規則に従った二三・一での却下の動議に生き残ることができる特別な請求を申し立てる必要な事実を通常有していない。

二二〇条に基づく株主の調査を会社が拒否した場合に問題になろうが、裁判所は株主に対して好意的態度にあると思われ^(注6)る。

(75) See, ProfessorRainbridge.com, 2021/9/8.

(76) See, Robert C. Bird & Julie Manning Magid, Toward a Systems Architecture in Corporate Governance, 24 U. of Pennsylvania Journal of Business Law 84, 90 (2021).

(77) ABA Bus. Law Section, Corporate Director's Guidebook 35 (7th ed. 2020).

(78) E. Norman Veasey and Randy J. Holland, Caremark at the Quarter-Century Watershed: Modern-Day Compliance Realities Frame Corporate Directors' Duty of Good Faith Oversight, Providing New Dynamics for Respecting Chancellor Allen's 1996 Caremark Landmark, 76 The Bus. Law. 2, 25 (Winter 2020-2021).

- (54) Id. at 74.
- (55) Id. at 92.
- (56) Id. at 101.

九 まとめに代えて

いくつかのケアマークの請求の続行を認めた裁判例を見てきたが、不可欠かつミッションクリティカルであり、外部規制が存するとの要件で、特定の重大なリスクを見いだし取得する義務を課すためにケアマーク基準を変更しているといえないのであろうか。^(注57) 裁判所は、たとえば違反が複数の人に傷害または死亡のリスクがあるため、社会が不正行為を抑止することに強い関心を持っている場合に、強化された監視義務を課すべきと認識している。

ゲートキーパーとしての強固なケアマークの請求の狭い要件が変革されるとき、取締役会の行為の評価にあたりシステムの考察が導入されてきているといえないのであろうか。^(注58)

リスクマネジメントと法的コンプライアンスは、会社の営業と事業の監視の取締役会の重要な要素である。取締役が運営する営業と法的要件はますます複雑になり、テクノロジーへの信頼は増え、取締役会の役割に高められた焦点が導かれている。^(注59)

デラウェア州の裁判所は、株主に代表訴訟を提起する前に可能な不正行為を調査するために二二〇条の利用をし

と判断するまで調査を延期すること」を公式に決定した。取締役会は七三七MAXの飛行機は安全に飛行できるといふ経営陣の不変の虚偽に従うことを選択し、航空機の安全性と認証プロセスの妥当性を調査するのではなく、墜落を「異常」、広報問題そして訴訟リスクとして取扱いました。取締役会の受け取ったわずかの情報をテストし、七三七MAXの安全性の真実を追究を辞退することは報告された情報が疑問視されるのにもかかわらず、レッドフラッグに対処するための単なる試みの失敗を示すものではない。

したがって、裁判所は、原告が、エチオピア航空墜落事故の前に、取締役会が航空会社の安全に対処する義務を意識的に無視して悪意で行為したと適切に主張したと認定した。

ブリーフィングにおいて、原告は役員被告に対する請求に関して取締役会の要求が無駄であるとの議論に対処しなかった。役員被告がケアマークの責任に直面する可能性があり、したがって、同じ請求に直面しているすべての被告に関する要求は無駄であるという仮定に基づいているが、原告はこれに必要な特殊性を申し立てておらず、取締役被告のいずれかがブリーフィングの役員見守られているあるいは支配されていると主張しておらず、要求の無益性の主張は役員被告には対処しておらず、「取締役会のメンバーの過半数は安全性の監視および報告するための取締役会レベルのシステムを実施および監督するための誠実な努力をなすことを怠ったため責任のかなりの可能性に直面しています」とのみ主張しているだけである。それゆえ、規則二三・一に基づく役員被告に対する全ての請求を却下する申立てを認めた。^(注56)

(53) In re the Boeing Company Derivative Litigation, C.A. No. 2019-0907-MTZ at 2 (Del. Ch. 2021).

た。関連期間の取締役会の議事録には取締役会に開示された証拠がない。報告システムが確立されていなかったことを推測するのが合理的である。

第五に、上述の推論に加えて、弁論段階の記録は故意犯の明示的な発見を支持している。原告は、取締役は故意で監視義務違反をしたとの合理的な推論を裏付ける事実を申し立てた。

原告は、エチオピア航空機墜落事故前のライオンエアの墜落やその他の七三七MAXの安全性に関するレッドフラッグを無視したため、取締役被告はケアマークの第二のブロンクの下で責任のかなりの可能性に直面していると主張した。^(注5)

その主張のためには、取締役会が企業の不正行為の証拠を知っていたか、その不正行為に対処する義務を意識的に無視することに依って悪意で行為するという特定の事実を主張しなければなりません。原告のブロンク二の主張はブロンク一の主張と重複し、共存します。原告は、取締役会がレッドフラッグを無視したと同時に報告システムを確立することに完全に失敗したと主張している。

ボーイングの安全上の問題は、ライオンエアの墜落で明らかになった。取締役会レベルの監視システムがないにもかかわらず、メディアで広く報道され、それらの報告は取締役会に届いた。そして、取締役会は無視した。取締役会はライオンエアの墜落の対処のために最終的に招集されたとき、任意の電話会議を開催し、二〇一八年二月の定例取締役会まで議題として悲劇を固定せず、その会議の焦点は、潜在的改善手段あるいは一般的な安全性ではなく、七三七MAXの継続的生産にあった。そして、ライオンエアの墜落の原因を調査すべきかどうか最終的に考慮したとき、二〇一九年二月の取締役会議で、取締役会は、「規制調査の終了あるいは取締役会が内部調査が適切である

裁判所は、マーチャンド事件における最高裁判所における立場の下で、航空機の安全性は、ボーイング事業にとつて「不可欠かつミッションクリティカル」であり、外部から規制されるため、取締役会は航空機の安全性に関して監督機能を厳格に行使用することが求められると指摘しました。また、裁判所は、原告が取締役被告に対してケアマークの請求を十分に主張したと判断しました。^(注3)

第一に、取締役会には、航空機の安全性を監視する直接の責任を負う委員会がなかった。監査委員会は「リスク監視」を担当していましたが、航空機の安全に特定の責任はなく、その報告書にはそれは見られず、監視機能は主に会社の財務リスクに焦点が当てられていた。

第二に、取締役会は、二回目の墜落事故の後まで定期的に会議の時間を設けたり、飛行機の安全性と品質管理に議論を費やすことはなかった。十月二三日の取締役会の最初の招集は明白に任意であり、墜落は取締役会の十二月の定例会まで正式な議題に現れなかった。これら取締役会の資料は収益性と効率の回復の議論を反映しているが、監査委員会は、サプライチェーン、工場の混乱、法的問題の視点を通して、しかし安全性ではなく、墜落に五分間費やした。

第三に、取締役会には、経営陣が取締役に飛行機の安全性を通知することを要求する定期的なプロセスまたはプロトコルはなく、代わりに、取締役会は、好ましいまたは戦略的情報のみで最悪の場合は虚偽を伝える特別な管理レポートのみを受け取った。これは取締役会が航空機の安全性を監視するための合理的な報告システムを実装していなかったことを示すものである、

第四に、経営陣は、レッドまたは少なくともイエローのフラッグを見ましたが、その情報は取締役会に届かなかっ

(15) *Id.* at 34.

(22) *Id.* at 38.

八 In re the Boeing Co. Derive. Litg

ボーイング社が製造した七三七MAX飛行機が二〇一八年十月に墜落し、搭乗していた全員が死亡しました(ライオンエア)。二番目のものが二〇一九年三月に墜落し、同じ結果になりました(エチオピア航空)。これらの悲劇は、何が悪かったのか、誰に責任があるのかを見つけるために複数の規制および司法の分野での調査と手続につながりました。これらの調査により、七三七MAX飛行機はエンジンの配置によりピッチアップなる傾向が明らかになりました。飛行機を下向きに調節するように設計された新しいソフトウェアプログラムは単一の故障したセンサーに依存していた。そえゆえ、簡単にアクティブ化されました。ソフトウェアプログラムはパイロットおよび規制当局に十分に説明されていなかった。どちらの墜落もソフトウェアは飛行機を下向きにしました。

二〇一九年、ボーイングの株主グループは、ボーイングの取締役が会社の活動を適切に監督しなかったために会社とその株主が蒙った損失に対して責任を負うと主張して、会社に対して派生訴訟を提起しました。原告は、ニューヨークおよび地方公務員の公的年金基金であるニューヨーク州共通退職基金とコロラド州消防警察年金協会の受託者^(注53)です。

裁判所は、契約違反の訴えにおいて、ケアマークの分析を採用した。取締役会はパイプラインの完全性のシステムおよび管理の監視の実行を怠った。原告は二二〇条の調査を行わなかったが、同じ油流出に基づく州の刑事裁判の記録の恩恵を受けた。会社のCEO兼取締役会の会長アームストロングの裁判証言に依存した。^(注20) 会長は「完全性管理プロセスを検討ために会合した取締役会の小委員会なく、問題のあるパイプラインの詳細な検査をする決定は会社の階層のおそらく三つまたは四つ、多分五つまたは六つ下で行われた証言しました。取締役会はパイプラインの完全性に関する方針や管理について議論したことがなく、それゆえ、全く取締役会レベルの監視と報告システムを確立することに失敗した。

取締役会に監査委員会が設置されていたが、その職務を遂行しなかった。^(注21)

取締役会はパイプラインの活動レベルの報告書を受け取っていたが、アームストロングの証言によれば、活動レベルの報告にはパイプラインの完全性に関する実質的な情報が欠けているとされる。

このように考えれば、取締役会はパイプラインの完全性に対処していない、そして、一般的活動レベルのレポートよりもっと実質的な情報有した説明を受けていないといえる。^(注22)

裁判所は、却下の動議を否定した。

(48) Inter-Marketing Grp, USA, Inc. v. Armstrong, C.A. No. 2017-0030-TMR at 1 (Del. Ch. 2020).

(49) Id. at 26.

(50) Id. at 31.

7 Inter-Marketing Grp, USA, Inc. v. Armstrong

北米で数千マイルのパイプラインを所有するデラウェア州の MLP (以下会社という) はそれが唯一のビジネスである。^(注4)

二〇一五年に会社のパイプラインがパイプの腐食により、破裂し、西海岸の環境に敏感な地域に三万四千バレルの石油が流出した。結果は広範囲に及んだ。その清掃費用に二五七ミリオンを要した。後に、会社はカリフォルニア州当局から油流出に関連する刑事告発を受けた。

裁判所は原告の最初の告訴について被告の却下の動議を認めたが、原告に規則一五 (AAA規則) に従ってその訴状を修正することを認めた。

二〇一九年六月に原告は取締役を被告とした修正された訴状を提出した。原告は、被告が石油パイプラインの完全性と保守の監視を懈怠したときに IP 契約に基づいて会社を負っている契約上の義務に違反したと主張した (カウント一)。あるいは被告は誠実で公正な取引の暗黙の契約に違反したと主張した (カウント二)。

裁判所は、原告の請求は企業の文脈で訴訟された監督責任請求に似ている。本件は、マスターリミテッドパートナーシップに関するものであるが、当事者はブリーフィングおよび口頭弁論でケアマークを適用した。この意見は「パートナーシップの最善の利益」において行動するというジェネラルパートナーの契約上の要件がケアマークで特定されたものと同じ義務を課すとのルールではない。それにもかかわらず、当事者がケアマークの確立されたフレームワークを用いてこれらの契約ベースの監督責任請求を行い、分析している。^(注4)

はできない。監視の全ての懈怠が悪意の結果ではないことは正しい。しかし、ABCは犯罪企業を生じさせた。取締役は存在するレッドフラッグを無視し、加えて薬局が運営する営業ラインに関してひどい不十分な報告システムを認めた」と説いた。^(注46)

問題の法律の遵守の欠如はミッションクリティカルなリスクであり、製薬会社は患者を保護するために設計された規則の遵守を確実にしなければならないとするものである。^(注47)

- (38) C.A. No. 2019-0816-SG (Del. Ch. 2020).
- (39) Id. at 12.
- (40) Id. at 13.
- (41) Id. at 14.
- (42) Id. at 39.
- (43) Id. at 45.
- (44) Id. at 49. Potter Anderson Corron, Teamsters Local 443 Health Services & Insurance Plan v. Chou, et. (2020).
- (45) Id. at 52.
- (46) Id. at 4.
- (47) Id. at 57.

裁判所は、ケアマークの要件一の下で報告・情報システムが整っていない可能性が高いと考えたが、規則二三・一に従って申立ての却下の評価の問題に対処するためにケアマークの要件二に重点を置いて検討を加えた。^(注4)規則二三・一の下で却下の動議に生き残るためには、取締役被告がレッドフラッグを知り、そのようなレッドフラッグよって注意を怠らない不正行為に取り組むことと義務を意識的に無視をすることによって悪意で行為した特別な事実を申し立てなければならぬ。

裁判所は、ABCは複雑な企業であるが、ミッシュンクリティカルな規制コンプライエンスリスクの概念がここに適用されないことを意味するものではない。医薬品の健康と安全を管理する法律と規制は最も中心的なものである。企業が外部から課せられた規制が「ミッシュンクリティカル」な業務を管理する環境で事業を行っている場合、取締役会の監督機能をより厳格に行使される必要がある。がんの被害を蒙る患者を運命づける薬の安全と混ぜ物のないことを確保することを意味する法からの逸脱はABCの事業の中心目的に直接的有害である。この基準の見地において主張されたレッドフラッグを吟味するといった。申し立ては、四つのレッドフラッグを例として主張された。^(注5)裁判所は、法律事務所^(注6)の報告書に示された勧告を無視、クイタム訴訟に関連するプレフィルドシリンジプログラムの運用に関する是正措置を講じない、子会社の司法省の召喚状の問題に言及しないが、レッドフラッグであることを合理的に推測することができるかと認定しました。なお、二〇〇六年の資本支出要求については、ケアマークの要件一につながるものであり、コンプライアンス関するものであっても取締役会の無視が何であるかを示していないとして同意されなかった。

取締役はなぜ責任を負わなければならないのか。裁判所は「取締役は全知者ではなく、彼らの目はすずめのように

FDA 準拠のバイアルからオーバーフィルを抽出し「プーリング」とよばれる多様のバイアルから内容物を結合させたと主張しました。プールされた過剰な医薬品は新しいシリンジとして再パッケージされた。薬局は製薬会社あるいは再包装業者として FDA に登録されていなかった。薬局とその関連会社は、有効な処方箋を取得したり、有害な潜在的な薬物相互作用チェックを遂行したり、患者の診察あるいはカウンセリングをしたり、製品の投与に関する記録を保持することなく、製品を配布した。^(注40) シリンジは非衛生で滅菌のされていない環境で準備されていた。^(注41)

二〇一七年に司法省の調査の結果、ABCと薬局が刑事訴追され、二億六、〇〇〇万ドルの罰金の支払い、民事虚偽請求法に基づく民事請求も六億二、五〇〇万ドルで和解がもたらされた。

二〇一九年に、原告は二つの受託者責任を申立てて取締役・役員を追求した。^(注42) カウント I は、取締役被告がコンプラアンスポリシーとシステムの実装と監視を意識的に怠り、監視責任を行使することを怠ったと主張した。カウント II は、役員被告が意識的に信認義務に違反し、意図的に違法なビジネスモデルの運用と維持をして企業責任に違反し、プレフィルドシリンジプログラムの規制コンプライアンスの問題について ABC の取締役に通知することを怠った主張し、併せて ABC の会長に対する不当利得を主張した。

被告は、取締役に要求しなかったこと、そして、要求の無益を申し立てなかったとして規則二三・一に従って、また、救済が認められる可能性のある請求を述べなかったとして衡平法裁判所規則一二(b)(6)に基づいて、申し立てを却下する動議を出した。これについて、裁判所は、ABCの役員および取締役がケアマークの責任理論の第一の要件の下で個人的な責任の実質的な可能性に直面していること、およびケアマーク責任の第二の要件の下で取締役会は危険信号を意識的に無視することで悪意をもって行爲したと判断し、棄却の申し立てを却下した。^(注43)

- (52) Marchand, 212 A.3d at 823.
- (56) Wilson Soonsini, "Bad" v. "Bad-Faith" Oversight: Navigating the Risks of Potential Oversight Liability Following Marchand v. Barnhill. at 7 (2021).
- (57) Ian J. Murry, Hughes v. Hu: Territorial Adjustments in Determining Caremark Liability for Foreign-based Delaware Incorporated Companies, 80 Md. L. Rev. 1247 (2021).

4 Teamsters Local 443 Health Services & Insurance Plan v. Chou

知っているコンプライアンスの欠陥に取り組むことを怠ることはケアマークの請求が生き残ることを許された悪意のレベルに達しうることが示された。

Teamsters Local 443 Health Services & Insurance Plan v. Chou, et. al.^(注58) AmerisourceBergen Corporation (以下ABC という) はデラウェア州で設立された上場医薬品の調達および流通会社である。ABC にはいくつかの事業部門と子会社があり、そのひとつの子会社は Medical Initiatives, Inc. d/b/a Oncology Supply Pharmacy Services (以下薬局という) であり、その唯一の機能はプレフィールドシリンジプログラムとして知られる医療提供者販売及び配布するための腫瘍薬のプレフィールドシリンジを作成することであった。薬局は FDA 承認の医薬品を元のガラスバイアルから取り出し、単回投与のシリンジに再パッケージすることにより、プレフィールドシリンジを作成した。元のガラスバイアルに残った少量の医薬品を「オーバーフィル」とよび、これは患者が使用することを意図したものではない。^(注59) 原告は、薬局は

論をすることが合理的であると^(注33)した。

Hughes のとくにひどい事実は、ケアマークの訴えに直接つながるものなのであろうか。^(注34)原告は、関連する委員会のような監視および監督の取締役会レベルのシステムの存在、関連するリスクについての取締役会レベルの報告を要求する定期的なプロトコル、あるいは取締役会による第三者のモニター、監査人あるいはコンサルタントの使用を認めなければならぬので、通常ケアマークの主張を失う、^(注35)とされるように、適切な情報・報告システムを実装すれば(裁判例によれば、たとえ、不完全なあるいは遅延したものであっても問題の救済に取締役会が何らかの行為とればよいとする。悪い監視は悪意を要するに等しいものではない)、^(注36)よいことになる。しかし、Hughes においては、取締役は適切に監視機能を遂行する技量として独立に欠けており、会社がケアマークで要求される監視の基準を怠ったことになろう。

なお、外国を拠点とする上場会社の会社統治法の選択が配慮を要する問題となろう。^(注37)

- (8) Hughes v. Hu, C.A. No. 2019-0112JTL at 4 (Del. Ch. 2020).
- (9) Id. at 10.
- (30) Id. at 16.
- (31) Id. at 31.
- (32) Id. at 33.
- (33) Id. at 36. Count II に「ごうは、Count I での同じ受託者義務違反なので、同じ理由が該当する」という。
- (34) 先例の Clovis が引用されていない。

このような姿勢にもかかわらず、二〇一四年五月から二〇一六年三月まで監査委員会は五回しか開催せず、それも一時間に満たないものであった。

二〇一七年三月に Kandi は、二〇一四年から二〇一六年の四半期までの財務諸表は信頼できず、修正する必要があると発表した。^(注20) Kandi は、その後すぐに二〇一六年 10 - K を開示し、米国 GAAP (公正妥当な会計原則) の要件と SEC の開示要件、関連当事者間の取引の適正な開示などの事項に関して十分な専門家が不足していることなどを明らかにした。

二〇一七年三月、原告はデラウェア会社法二二〇条に基づいて帳簿および記録の要求を求め、その訴訟を提起し、裁判所からの指導を受けた後に、Kandi は原告の請求に応じて文書を作り出しました。

その後、二〇一九年二月に原告は訴状を提出し、監査委員会の三人のメンバー、および CEO、歴代の三人の CEO を被告とした。カウント I は十分な監視システムの保持を意図的に懈怠した信認義務違反、カウント II は不当な報酬の利得を主張した。

裁判所は却下の動議を否定したが、監査委員会が散発的に会合し、その作業に不十分な時間を費やし、経営陣からの不正行為の明確な通知を有し、意識的にその継続に目をつぶったため、会議は短く、規則的に重要な論点を見逃したこととの推論を支持する事実を原告は主張したと支持をした。^(注21) 監査委員会は、^(注22) 関連当事者間の取引を正確に報告していないにもかかわらず、経営陣に依存することを選択した。また、原告の申立ては、取締役会は決して監視および報告の自己の合理的システムを確立せず、代わりに完全に経営陣に依存したとの推論を支持する。裁判所は、Kandi が原告に提出した帳簿および記録には、それに反する詳細な議事録、その他の文書が存在しないことはその推

(24) Id. at 21.

(25) 原告は事実の立証をしなければならないが、デラウェア会社法二二〇条に基づく帳簿及び記録の閲覧の使用を用いて約三〇〇〇頁の文書を受け取っている (procedural posture の項 Id. at 27)。裁判所はこの手段に好意的であり、原告によってつまみ食いされた部分のみを信頼するよりも全体において文書を考慮しようという。Id. at 3 n.8.

(26) Id. at 37.

(27) Id. at 42 n.216.

五 Hughes v Hu

Kandi Technologies Group, Inc. (以下 Kandi としう) は、電気自動車の製造用部品を販売する中国に拠点を置くが、二〇〇七年に廃止された上場会社と逆合併をしてデラウェア州の上場会社となった。^(注28) Kandi は、五〇パーセント所有する合併事業者に電気自動車を製造するための部品を売っていた。完成した電気自動車は九・五パーセント所有の事業者に売却し、その事業者は売買および賃貸をしていた。

二〇一〇年の監査において「主要な監査リスク」および「主要な管理上の弱点」が関係当事者間に見られた。また、Kandi は、役員と従業員の個人の銀行口座に多額の金額を預金していた。監査報告書は、二〇一一年、二〇一二年、二〇一三年において未着手に残されている財産管理と過程についての問題が生じ続けていた。二〇一四年に Kandi は、財政報告で欠陥を修正するための多くの取り組みを報告した。^(注29)

会社の重要な規制上の問題点に固定された視点を有している者である。C社にとって、重要な規制はRoosの臨床試験そしてその研究を支配するFDA規制などであった。

原告は、以下の合理的に推察を支持する特定の事実を主張した。(i) 取締役会は臨床実験にRECISTが用いられることを知っていた、(ii) RECISTは確認された応答のみの報告を要求する、(iii) 業界の慣行としてFDAのガイドランスは研究の責任者の確定した応答のみの報告を求める、(iv) 経営陣はAstraZeneca社のORRについてゆくたに未確認のORRの数値を公表した、(v) 取締役会は、経営陣が不正確な試験結果を報告していることを知っていたが、RECISTの実施要項の実施の遵守を保証するためになにもしなかった。裁判所は、第二の要件を裏付けるために必要な特定の事実を主張したと認定した。

なお、その結論に達するにあたり、裁判所は会社法二二〇条に基づいて提出された帳簿及び記録について、会社が厳選した文書は他の点では十分に誓約された訴状を書き直すために提供できないとして、その分析を訴状の主張に限定している。^(注27)

企業がミッションクリティカルな業務を管理する外部規制の対象の場合、取締役会の監視機能はより厳密に行使されなければならないことが明確になった。

(21) *In re Clovis Oncology, Inc. Deriv. Litig.*, C.A. No 2017-0222- JRS, at 4 (Del. Ch. 2019).

(22) *Id.* at 12.

(23) *Id.* at 14.

四 In re Clovis

Clovis Oncology, Inc. (以下C社としよう) は新興のバイオ医薬品製品会社であり、C社は市場に商品がなく三つの薬を開発中であったが、肺がんの抗がん剤である Roicetinib (以下 Roicとしよう) の開発が有力であった。ところで、競合する Astrazeneca 社でも開発中の医薬品が同じ市場を目標としていた。^(注21)

C社は食品医薬品局(以下FDAとしよう)と合意し、RECISTと呼ばれる実施計画に基づいて臨床試験を行った。臨床実験において薬の成功の基準は意味のある腫瘍の縮小を示した患者の客観的な反応の割合(ORR)である。^(注22)

問題は二〇一四年六月に取締役会はC社が現実よりもっと成功しているとしてRoicのORRの計算を不適切に行っているとの報告を受けた時から始まった。^(注23) 取締役会は訂正行動をとらず、年次報告書に署名し、承認をした。偽装は二〇一五年後半まで続いたが、FDAが確認された反応のみを信用することを強調し、C社はRoicの正確な有効性を一般に知らせるプレスリリースを発行し、C社の株価は約七〇パーセント下落し、時価総額一〇億ドルの損失を蒙った。^(注24)

C社の株主は、取締役会が臨床実験の監視システムの設定を怠ったこと、そしてそれに関する一連のレッドフラッグを意識的に無視したと一部ケアマークの基準に基づいて訴えた。^(注25)

裁判所はケアマーク基準の第一の要件である内部システムの管理をしていないとの十分な根拠を示していないと結論づけた。しかし、取締役会が監視のシステムで探知することを怠ったことを認めた。^(注26) すなわち、レッドフラッグは面前で放棄されているか、注意深い観察者に見えるようにあらわにされたときのみ有用である。注意深い観察者とは

に義務として課すものであるとした。^(注18)

裁判所は、原告は取締役が合理的な情報および報告システムを確立することを意識的に懈怠したことを合理的に推論する特別な事実を申し立てていると認定しており、^(注19) そのような行為は忠実義務違反における悪意の行為となる。^(注20)

食品の安全性は会社にとってミッションクリティカルであるため検出された安全違反について取締役会に通知する手続を実施し、定期的に報告を受け取るようにしなければ、監督義務を取締役会は果たすことにならないとしたものであると解される。

- (11) *Marchand v. Barnhill*, 212 A.3d 805 (Del. 2019).
- (12) *Id.* at 807.
- (13) *Id.* at 808.
- (14) *Id.* at 821.
- (15) 原告は、デラウェア会社法二二〇条に基づく帳簿及び記録の閲覧を使用して、取締役会が食品と安全の問題に取り組んでいないことを示す事実を主張した。Harvard Law School Forum on Corporate Governance: A Director's Duty of Oversight after *Marchand* in "Caremark" Case (January 23, 2022).
- (16) *Marchand*, 212 A.3d at 809.
- (17) *Id.* at 822.
- (18) *Id.* at 823. もちろん、経営者レベルのコンプライアンスシステムも重要であろう。
- (19) *Id.* at 809.
- (20) *Meghan Roll*, The Delaware Supreme Court Does Not Scream for Ice Cream: Director Oversight Liability Following *Marchand v. Barnhill*, 57 San Diego Law Review 809, 820 (2020).

ないと判断し、却下した。^(注13) 原告は最高裁判所に上訴した。

最高裁判所は逆転し、「我々の焦点は原告が、B社の取締役会が取締役会レベルのコンプライアンスシステムを適切に設置する努力をしなかったことを推論できる事実を申立てているかどうかを主要な論点とする。：我々は原告が、取締役会が適切に監視と報告の取締役会レベルのシステムを設置する誠実な努力をなさなかったことの合理的な推量を支持する事実を申し立てているかどうかに関点を当てる」とした。^(注14) 原告は唯一の商品であるアイスクリームが安心して食べられるかどうかに関するB社での取締役会レベルのコンプライアンスの程度についての帳簿および記録を探し出した。^(注15) アイスクリームが唯一の商品であるゆえに、B社の中心的コンプライアンス問題は食品の安全性である。^(注16) これらの帳簿と記録によれば、①食品の安全性に取り組むための取締役会委員会は存在しない、②食品安全コンプライアンスの実践、リスクまたは報告を取締役会に通知することを要求する定期的なプロセスまたはプロトコルは存在しなかった、③取締役会が食品の安全リスクを定期的に検討するスケジュールは存しなかった、④経営陣は、レッドフラッグまたは少なくともイエローフラッグと見られる報告を受け取ったが、関連する期間の取締役会の議事録にはこれらの事実が取締役会に開示された証拠は明らかではなかった、⑤取締役会には経営陣から食品の安全性に関する特定の有利な情報が提供されていたが、異なる状況を示す重要な情報は提供されなかった。そして、⑥取締役会には食品安全問題について定期的に議論をする提案はなかった。^(注17)

裁判所は、B社が名目上FDA規制に準拠していることは取締役会レベルで食品の安全性を監視するシステムを実装したことを意味するものではない。：ケアマーク基準は会社の中心的コンプライアンスおよび事業に対して本質的なミッションクリティカルについて取締役会レベルの監視システムの確立のための誠実な努力をなすことを取締役会

告は取締役が何もしなかったとは言わないが、不十分であったと主張する。このような状況のもとでは取締役被告は知っている行為すべき義務を無視したと合理的に考えられぬ。Richardson v. Clark, C.A. No. 2019-1015-SG at 30 (Del. Ch. 2020).

- (10) Mercer Bullard, Caremark's Irrelevance, 10 Berkeley Bus. L.J. 15, 17 (2013). ; Claire A Hill, Essays Caremark as Soft Law, 90 Temple Law Review 681, 682 (2018).

11 Marchand v. Barnhill

二〇一五年に、Blue Bell Creameries USA, Inc. (以下B社という)は大手のアイスクリームの製造会社であったが、リストリア症の被害を被った。^(注1)二〇〇九年から二〇一三年にかけて規制当局はB社の設備のコンプライアンス上の欠陥を指摘していた。二〇一四年B社の問題は加速されたが、取締役会は問題が知らされないままであった。最終的にカンザス州で五名、テキサス州で三名がB社の製品を原因として病気になる、カンザス州での五名中三名亡くなった。その結果、業務の停止に伴って株主は損害を蒙り、B社は希釈化された未公開株式投資を受けることを強制される流動性の危機に陥った。^(注2)

B社の株主は、二名の執行役と数名の取締役に對してB社の運営の監視の懈怠およびB社のアイスクリームの汚染のリスクの無視による注意義務と忠実義務の違反を主張する代表訴訟を提起した。衡平法裁判所は、原告が、B社が適切なコンプライアンスまたは報告のシステムの採用あるいは実施を全く怠ったことを示す特定の事実を主張してい

取締役の責任の請求が法令違反の行為を取締役会として知らなかった場合は、取締役の合理的な報告および情報システムを設置する試みを全く懈怠するような継続的あるいはシステムの合理的監視の懈怠が責任への必要な条件である誠実性の欠如を確立する^(注7)とした。続いて、*Sone v. Ritter* 事件において、^(注8)誠実に行為することの懈怠は責任の結果となり得る。なぜなら誠実に行為する要素は従属的要素である。すなわち、基本的忠実義務の条件である。ケアマークは取締役の監視責任に必要な条件を述べたものである。^(a) 取締役が報告・情報システムまたは統制の実行を完全に怠ること、または^(b) そのようなシステムあるいは統制が実装されていても、かれらの注意を払うことを要するリスクとか問題を知ることができないようにその運用に対して意識的に怠ることである。いずれの場合でも責任を課すためには取締役が信認義務を履行していないことを知っていたことの立証が要求される。取締役が行為すべき知られた義務に直面しながら行為することを怠ることによって忠実義務に違反する^(注9)とした。

そのときから、ケアマークの訴えはしばしば不成功に終わった。^(注10)

- (3) 188 A.2d 125, 130 (Del. 1963).
- (4) Stavros Gadinis & Amerlia Mirzad, *The Hidden Power of Compliance*, 103 Minn. L. Rev. 2135, 2158 (2019).
- (5) Jack B. Jacobs, *Fifty Years of Corporate Law Evolution: A Delaware Judge's Retrospective*, 5 Harv. Bus. L. Rev. 141, 149 (2015).
- (6) *In re Caremark Int'l Inc. Deriv. Litig.*, 698 A.2d at 970.
- (7) *Id.* at 971.
- (8) 911 A.2d 362, 370 (Del. 2006).
- (9) ここでの義務違反であるが、完全に怠ることであり、不十分なものは、裁判所はケアマークの要件を満たすとは考えない。原

求の弁論要件の引き下げなのか、あるいは取締役会の単に職務懈怠の状態に過ぎないものを表すものか判然としな
い。

以下にあっては、そのような点に注意をしながら、裁判例をみてゆきたい。

- (一) *In re Caremark Int'l Inc. Deriv. Litig.*, 698 A.2d 959, 970 (Del. Ch. 1996).
- (二) *Id.* at 967.

11 *In re Caremark*

Graham v. Allis-Chalmers Mfg. Co. 事件において、「取締役は、何かが間違っているという疑念が生じる何かが起こる
までは部下の正直さと誠実さを信頼する資格がある。もしそのような何かが生じ、それへの注意を払わない場合、そ
の結果取締役の責任が生じるかも知れないが、疑念に原因のないときは、存在するという疑いの理由の無い不正行為
を探し出すスパイの会社システムを設置し運用する義務は存しない。」^(注3)とした。しかし、多くの企業において警告の
サインはめつたに取締役に届かず、一九九六年のケアマーク事件までこの問題は表面化しなかつた。^(注5)

ケアマーク事件において、裁判所は取締役に適切な報告および情報のシステムを確保する誠実な試みをなす義務
が存し、そのようにすることの懈怠は監視の失敗から生じた損失を取締役に負わすことができるとし、^(注6) 会社の損失の

〈論 説〉

取締役の監視義務

片 山 信 弘

一 はじめに

会社統治の基本原則は、取締役に会社を経営・監督する最終的な権限を与えることであり、取締役が会社とその株主の利益のために誠実に合理的な注意を払って活動することを奨励している。これらの目的を達成するために、取締役会は重要な事業の問題とそのリスクに関する情報を入手するための合理的なシステムを確立・維持する必要がある。また、取締役は役員、従業員などの不正な行為を監視するために必要な措置を講じ、損害発生防止に努めなければならない。

デラウェア州においては取締役の監視義務違反の責任基準（ケアマーク基準^(注1)）が確立されている。裁判所によって長い間「原告が判決を勝ち取ることを望んでいるかも知れない会社法でおそらく最も難しい理論」と特徴づけられていたが、近年、原告の主張が裁判所によって受け入れられてきており、それらのケースが法律の変更を表し、監視請^(注2)

〈翻 訳〉

訳 文

全 理 其
劉 芷 函

中華人民共和国刑法改正法（九）

（2015年8月29日第12期全国人民代表大会常務委員会第16回会議で採択¹⁾。）

一 刑法の第三十七条の後に一条を追加し、第三十七条の一とする。

（職業禁止・制限）

職業上の便宜を利用して罪を犯し、又は職業上に要求される特定の義務に反して罪を犯したとして刑罰を受けた者は、犯罪の情状および再犯防止の必要性によって、人民法院は、刑期終了の日又は仮釈放の日から三年から五年の間、関連職業の従事を禁止することができる。

関連職業の従事が禁止された者は、前項の規定により人民法院が下し

1) 中華人民共和国刑法改正法（九）の訳文は、2015年8月29日第12期全国人民代表大会常務委員会第16回会議で採択された改正法令により翻訳したものである。

た決定に違反した場合、公安機関が法律により処罰する。情状が重大の場合は、本法第三百十三条の規定により罪を認定し、処罰する。

他の法律、行政法規は、その者が関連職業の従事の禁止又は制限に関する規定があるときに、その規定に従う。

二 刑法の第五十条第一項を次のように改正する。

(死刑の執行の制限)

死刑の執行猶予の判決を受けた者は、死刑の執行猶予期間に故意犯罪を犯さなければ、二年満期後、無期懲役に減刑する。確実に重大な立功行為があれば、二年満期後、二十五年の有期懲役に減刑する。故意犯罪を犯し、情状が悪質である場合、最高人民法院に報告し、許可を得て死刑を執行する。故意犯罪を犯し、死刑を執行しなかった場合、死刑の執行猶予期間を改めて計算し、最高人民法院に報告する。

三 刑法の第五十三条第一項を次のように改正する。

(罰金の延納)

罰金は規定された期間内に一括納付又は分割納付する。期間が満了しても納付しない者は、強制的に納付させる。罰金の全額を納付することができない者に対し、人民法院は、被執行人の執行できる財産を発見した場合、随時に追徴しなければならない。

不可抗力の災難等のため納付が困難である場合、人民法院の裁定により延納し、減額し又は免除することができる。

四 刑法の第六十九条に一項を追加し、第二項とする。

(数罪の原則)

数罪の中に有期徒刑及び拘役に処する場合、有期徒刑を執行する。数

罪の中に有期徒刑及び管制、又は拘役及び管制に処する場合は、有期徒刑、拘役の執行が完了した後に、管制も執行しなければならない。

旧第二項は第三項とする。

五 刑法の第二百二十条を次のように改正する。

（テロ組織の結成、指導、参加する罪）

テロ活動の組織を結成し、指導した者は、十年以上の有期徒刑又は無期徒刑に処し、財産の没収を併科する。積極的に参加した者は、三年以上十年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。その他の参加者は、三年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剝奪に処し、罰金を併科することができる。

前項の罪を犯し、殺人、爆発、身代金略取等の罪を犯した者は、数罪併罰の規定により処罰する。

六 刑法の第二百二十条の一は次のように改正する。

（テロ活動幫助罪）

テロ活動の組織、テロ活動を行った個人、又はテロ活動の訓練に資金を提供した者は、五年以下の有期徒刑、拘役、管制又は政治的権利の剝奪に処し、罰金を併科する。情状が重い場合、五年以上の有期徒刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

テロ活動の組織、テロ活動の実行又はテロ活動の訓練のために人員を募集、輸送した者は、前項の規定により処罰する。

法人は前二項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、第一項の規定により処罰する。

七 刑法の第二百十条の一に五条を追加し、第二百十条の二、第二百十条の三、第二百十条の四、第二百十条の五、第二百十条の六とする。

(テロ活動準備罪)

第二百十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合、五年以下の有期懲役、拘役、管制あるいは政治的権利の剥奪に処し、罰金を併科する。情状が重い場合は、五年以上の有期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

(一) テロ活動を実行するために凶器、危険物又はその他の工具を用意した場合。

(二) テロ活動の訓練を組織し又は積極的にテロ活動の訓練に参加した場合。

(三) テロ活動を実行するために海外テロ活動の組織、要員に連絡を取った場合。

(四) テロ活動を企画し又はその他の準備をした場合。

前項行為を行い、同時にその他の犯罪も該当した場合に、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

(テロリズム、過激主義の宣伝・テロ活動実行扇動罪)

第二百十条の三 テロリズム、過激主義を宣伝する書籍、音声・映像資料又はその他の物品を製作し、配布し、又は教示、情報の公布等の方法により、テロリズム又は過激主義を宣伝し、又はテロ活動の実行を扇動した者は、五年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処し、罰金を併科する。情状が重い場合は、五年以上の有期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

(過激主義の利用による法律の実施を破壊する罪)

第二百十条の四 過激主義を利用して、大衆を扇動、脅迫し、国の法律で規定された婚姻、司法、教育および社会管理制度等の実施を破壊し

た場合、三年以下の有期懲役、拘役に処し、罰金を併科する。情状が重い場合は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が特に重大である場合は、七年以上の有期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

（テロリズム、過激主義を宣伝する服及びマークの着用を強制する罪）

第二百十条の五 暴力、脅迫により、公共の場所においてテロリズム、過激主義を宣伝する衣服若しくはシンボルを他人に着用又は装着させた者は、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。

（テロリズム、過激主義を宣伝する物品不法所持罪）

第二百十条の六 テロリズム、過激主義を宣伝する書籍、音声・映像資料又はその他の物品であることを知りながら、不法に所持し、情状が重い場合には、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科し又は単科する。

八 刑法の第三百三十三条の一は次のように改正する。

（危険運転の罪）

第三百三十三条の一 道路上において自動車を運転し、次の各号のいずれかに該当する場合、拘役に処し、罰金を併科する。

（一）お互いに追いかけて、競走しあい、情状が重い場合。

（二）酒酔い運転の場合。

（三）スクールバスの運行又は旅客運送に従事する際に、定員数を大幅に超過したもしくは法定速度を大幅に違反し運転をした場合。

（四）危険化学品安全管理規定に違反し危険化学品の運送を行い、公共の安全を危害した場合。

自動車の所有者、管理者が前項第三号および第四号の行為について直接責任を負う場合、前項の規定により処罰する。

前二項の行為を行い、同時にその他の罪も該当した場合、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

九 刑法の第一百五十一条第一項は次のように改正する。

(武器弾薬密輸罪、核材料密輸罪、偽造貨幣密輸罪)

武器・弾薬・核材料もしくは偽造された貨幣を密輸した者は、七年以上の有期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が特に重大である場合は、無期懲役に処し、財産の没収を併科する。情状が比較的軽い場合は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

十 刑法の第六十四条第一項は次のように改正する。

(会社企業職員賄賂罪)

不正の利益を得るために、会社、企業もしくはその他の法人の職員に財物を供与した者は、金額が比較的大きい場合、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。金額が巨大である場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

十一 刑法の第七十条は次のように改正する。

(貨幣偽造罪)

貨幣を偽造した者は、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。次の各号のいずれかに該当する場合、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

- (一) 貨幣偽造集団の首謀者である場合、
- (二) 貨幣偽造の金額が特に巨大である場合、
- (三) その他の特に重い情状がある場合。

十二 刑法の第九十九条を削除する。

十三 刑法の第二百三十七条は次のように改正する。

（強制わいせつ・侮辱罪、児童わいせつ罪）

暴力、脅迫又はその他の方法によって、他人に強制的わいせつの行為を行い、又は女子を侮辱した者は、五年以下の有期懲役又は拘役に処する。

多衆集合し又は公共の場所において、前項の罪を公然に犯し、又はその他の劣悪な情状がある場合、五年以上の有期懲役に処する。

児童に猥褻な行為を行った者は、前二項の規定により重く処罰する。

十四 刑法の第二百三十九条第二項は次のように改正する。

（略取罪）

前項の罪を犯し、拉致された者を殺害、又は傷害し、その人に重傷を負わせ、若しくは死亡させた場合、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

十五 刑法の第二百四十一条第六項は次のように改正する。

（被誘拐女子児童売買罪）

誘拐された女子若しくは児童を売買した後に、その児童に対し虐待の行為を加えずこれを解放することを妨害しない場合、処罰を軽くすることができる。その女子が自らの意思に基づいて其の原居住地に戻ることを直に応じる場合、処罰を軽く、又は減輕することができる。

十六 刑法の第二百四十六条に一項を追加し、第三項とする。

（侮辱罪、誹謗罪）

インターネットによる第一項の行為の実行に対して、被害者が人民裁判所に告訴を行い、証拠の提出に困難がある場合、人民裁判所は公安機関の協力を要請することができる。

十七 刑法の第二百五十三条の一は次のように改正する。

(個人情報侵害罪)

国の規定に違反し、国民の個人情報を他人に販売又は提供し、情状が重い場合は、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重い場合は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を処する。

国の規定に違反し、職務を履行する及び業務を提供する過程において知り得た国民の個人情報を、他人に販売又は提供した者は、前項の規定により重く処罰する。

窃取又はその他の方法によって国民個人情報を不法に取得した者は、第一項の規定により処罰する。

法人は前三項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、各項の規定により処罰する。

十八 刑法の第二百六十条第三項は次のように改正する。

(虐待罪)

第一項の罪は、告訴があってから処理する。ただし、被害者が告訴する能力がない、又は強制、脅迫のために告訴することができない場合を除く。

十九 刑法の第二百六十条に一条を追加し、第二百六十条の一とする。

（被監護人、被看護人虐待罪）

未成年者、老人、病人、障害者等に対する監護、介護の義務を負いながら、被監護人、被介護人を虐待した者は、情状が悪質である場合、三年以下の有期懲役、又は拘役に処する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する。

第一項の行為があり、同時にその他の罪も該当した場合、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

二十 刑法の第二百六十七條第一項は次のように改正する。

（奪取罪）

公私の財物を奪取した者は、その金額が大きい、又は反復して行った場合、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。その額が巨大であり、又はその他の重い情状がある場合は、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。その金額が特に巨大であり、又はその他の特に重い情状がある場合、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

二十一 刑法の第二百七十七條に一項を追加し、第五項とする。

（公務執行妨害罪）

法令により公務を執行する警察官に暴力を加えた者は、第一項の規定により、重く処罰する。

二十二 刑法の第二百八十條は以下のように改正する。

（公文書、証明書、印章等偽造・変造・売買罪、公文書、証明書、印章等

窃取・奪取・毀損罪)

国家機関の公文書、証明書及び印章を偽造・変造・売買した又は窃取・奪取・毀棄した者は、三年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処し、罰金を併科する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

(会社、企業、事業体、人民団体印章偽造罪)

会社、企業、事業体及び人民団体の印章を偽造した者は、三年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処し、罰金を併科する。

(身分証明書等偽造・変造罪)

住民身分証明書、パスポート、社会保障カード、免許証など法令により身分を証明できる証明書を偽造・変造・売買した者は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

二十三 刑法の第二百八十条に一条を追加し、第二百八十条の一とする。

(虚偽の身分証明書等の使用・窃取罪)

国の規定による身分証明を提供すべきである活動において、偽造、変造又は窃取された他人の住民身分証明書、パスポート、社会保障カード、免許証など法令により身分を証明できる証明書を使用し、情状が重い場合には、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。

前項の行為があり、同時にその他の犯罪も該当する場合、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

二十四 刑法の第二百八十三条は以下のように改正する。

(スパイ専用器材の不法生産、販売罪)

スパイ専用器材もしくは盗聴、盗撮専用器材を不法に生産し又は販売

した者は、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。情状が重い場合は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する。

二十五 刑法の第二百八十四条に一条を追加し、第二百八十四条の一とする。

（受験不正行為組織罪）

法律が規定された国家試験において、不正行為を組織した者は、三年以下の有期懲役、拘役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が重い場合には、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

他人が前項の罪を犯すために、不正行為を行う器材又はその他の幫助を提供した場合は、前項の規定により処罰する。

（試験内容、答案の不法販売・提供罪）

受験の不正行為を行うために、他人に第一項が規定される試験内容、答案を不法に販売、又は提供した者は、第一項の規定により処罰する。

（不正受験罪）

他人の代わりに受験し、又は他人に自分の身代りとして受験させた場合は、拘役に処し、罰金を併科又は単科する。

二十六 刑法の第二百八十五条に一項を追加し、第四項とする。

（両罰規定）

法人は前三項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、各項の規定

により処罰する。

二十七 刑法の第二百八十六条に一項を追加し、第四項とする。

(両罰規定)

法人は前三項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、第一項の規定により処罰する。

二十八 刑法の第二百八十六条に一条を追加し、第二百八十六条の一とする。

(インターネット安全管理義務履行拒否罪)

インターネットサービス提供者は、法律、行政法規で定められるインターネット安全管理義務を履行せず、所管機関から改善措置を命じられたにもかかわらず、これを拒否し、次の各号のいずれかに該当する場合、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。

(一) 違法な情報を大量に流布させる場合。

(二) インターネット使用者の情報の漏洩により、重大な結果を生じさせる場合。

(三) 刑事犯罪の証拠を隠滅させ、情状が重い場合。

(四) その他の情状が重い場合。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科しほか、その直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する。

前二項の行為を行い、同時にその他の犯罪も該当する場合、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

二十九 刑法の第二百八十七条に二条を追加し、第二百八十七条の一、第二百八十七条の二とする。

（インターネット不法利用罪）

第二百八十七条の一 インターネットを利用して次の各号に掲げる行為を行い、情状が重い場合には、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。

（一）詐欺、犯罪方法の伝授、禁制品、規制品の製造又は販売などの違法犯罪の行為を行うためウェブサイトや通信グループを開設した場合。

（二）麻薬、銃器、若しくは猥褻物などの禁制品、規制品の製造又は販売に関すること又はその他の違法犯罪の情報を流布した場合。

（三）詐欺などの違法犯罪活動を行うために、情報を流布した場合。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、第一項の規定により処罰する。

前二項の行為を行い、同時にその他の犯罪も該当する場合、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

（インターネット犯罪活動幫助罪）

第二百八十七条の二 他人がインターネットを利用して犯罪を行うことを知りながら、その犯罪にインターネットアクセス、サーバーホスティング、ネットワークストレージ、通信伝送などの技術的支援若しくは広告宣伝、代金決済などの幫助を提供した者は、情状が重い場合に、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、第一項の規定により処罰する。

前二項の行為を行い、同時にその他の犯罪も該当する場合、処罰が比

較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

三十 刑法の第二百八十八条第一項は以下のように改正する。

(無線通信管理秩序妨害罪)

国の規定に違反し、無線局(所)を無断に設置、使用し、又は無線周波数を無断に使用して無線通信の秩序を妨害し、情状が重い場合、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重い場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

三十一 刑法の第二百九十条第一項は以下のように改正する。

(多衆社会秩序妨害罪)

多衆集合して社会の秩序を妨害し、情状が重い、業務、生産、営業、教育、科学研究、医療を停止させ、重大な損害を与えた場合、その首謀者は、三年以上七年以下の有期懲役に処する。その他の積極的参加者は、三年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剥奪に処する。

また、二項を追加し、第三項、第四項とする。

(国家機関勤務秩序妨害罪)

第二百九十条第三項 反復して国家機関の勤務秩序を妨害する行為を行い、行政処分を受けた後に改正せず、重大な結果を生じさせた場合、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処する。

(不法集合組織・援助罪)

第二百九十条第四項 反復して他人の不法集合を組織し、資金の提供をして社会秩序を妨害し、情状が重い場合には、前項の規定により処罰する。

三十二 刑法の第二百九十一条の一に一項を追加し、第二項とする。

（虛偽情報捏造流布罪）

第二百九十一條之一第二項 虛偽の危険、疫病、災害若しくは警察に關する情報を捏造してインターネット又はその他のメディアに流布した場合、又は捏造された情報を知りながら、故意にインターネット又はその他のメディアにこれを流布し、社会秩序を著しく乱された場合、三年以下の有期懲役、拘役、管制に處する。重大な結果を生じさせる場合は、三年以上七年以下の有期懲役に處する。

三十三 刑法の第三百條は以下のように改正する。

（会道門邪教団体組織利用等法律実施妨害罪）

会道門若しくは邪教団体を組織・利用し、又は迷信を利用して国の法律、行政法規の実施を妨害した者は、三年以上七年以下の有期懲役に處し、罰金を併科する。情状が特に重い場合は、七年以上の有期懲役又は無期懲役に處し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が比較的軽い場合に、三年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剝奪に處し、罰金を併科又は単科する。

（会道門邪教団体組織利用等致死傷罪）

会道門若しくは邪教団体を組織・利用し、又は迷信を利用して他人を欺瞞して重傷を負わせ、若しくは死亡させた者は、前項の規定により処罰する。

第一項の罪を犯した場合、女子を姦淫し、財物を騙取した者は、数罪併罰の規定により処罰する。

三十四 刑法の第三百二條は以下のように改正する。

（死体等の窃盜・侮辱・破壊罪）

死体、骨若しくは遺灰を窃取・侮辱又は破壊した者は、三年以下の有

期懲役、拘役、管制に処する。

三十五 刑法の第三百七条に一条を追加し、第三百七条の一とする。
(虚偽訴訟罪)

捏造された事実で民事訴訟を提起することにより、司法秩序を妨害し、又は他人の正当の権利および利益を著しく侵害した者は、三年以下の有期懲役、拘役、管制に処する。情状が特に重い場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する。

第一項の行為を行い、他人の財産を不法に横領し、又は適法の債務を履行せず、又はその他の犯罪を該当した場合、比較的重い刑の規定により処罰する。

司法要員が職権を利用し、他人とともに前三項の行為を行った場合、重く処罰する。同時にその他の犯罪も該当する場合は、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、重く処罰する。

三十六 刑法の第三百八条に一条を追加し、第三百八条の一とする。
(不開示事案情報漏洩罪)

司法要員、弁護士、訴訟代理人若しくはその他の訴訟参加者は、法より非公開審判とされる事案における不開示すべきである情報を漏洩し、公衆へ情報を流布させ、又はその他の重い結果を生じさせた場合、三年以下の有期懲役、拘役、管制に処し、罰金を併科又は単科する。

前項の行為を行い、国家秘密を漏洩した者は、第三百九十八条により処罰する。

（不開示事案情報発表・報道罪）

第一項が規定される事案情報を公に発表、報道し、情状が重い場合には、第一項の規定により処罰する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、第一項の規定により処罰する。

三十七 刑法の第三百九条は以下のように改正する。

（法廷秩序妨害罪）

法廷の秩序を妨害し、次の各号のいずれかに該当する場合、三年以下の有期懲役、拘役、管制又は罰金を処する。

- （一）多衆集合して法廷を騒乱させた場合。
- （二）司法要員、又は訴訟参加者を殴打する場合。
- （三）司法要員、又は訴訟参加者を侮辱・誹謗・脅迫し、法廷の命令を服従せず、法廷の秩序を著しく妨害した場合。
- （四）法廷設備の破壊、訴訟書類及び証拠の奪取・破損等による法廷の秩序を妨害する行為を行い、情状が重い場合。

三十八 刑法の第三百十一は以下のように改正する。

（スパイ犯罪・テロリズム犯罪・過激主義犯罪の証拠提出拒否罪）

他人がスパイ犯罪行為、又はテロリズム、過激主義犯罪行為を行ったことを知りながら、司法機関が関係事実を調査、関係証拠を収集する際、その事実又は証拠の提出を拒否し、情状が重い場合には、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処する。

三十九 刑法の第三百十三条は以下のように改正する。

(判決・裁定の執行拒否罪)

人民法院による判決及び裁定に対し、執行能力があるにもかかわらずその執行を拒否し、情状が重い場合には、三年以下の有期懲役、拘役、罰金を処する。情状が特に重い場合は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する。

四十 刑法の第三百二十二条は以下のように改正する。

(密航罪)

国（辺）境管理法規を違反し、不法に国（辺）境を超えた者は、情状が重い場合に、一年の有期懲役、拘役、又は管制に処し、罰金を併科する。テロ活動組織に参加し、テロ活動訓練を受け、又はテロ活動を実行するために、不法に国（辺）境を超えた者は、一年以上三年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

四十一 刑法の第三百五十条第一項、第二項は以下のように改正する。

(麻薬原料の不法生産、売買、輸送罪)

国の規定に違反して無水酢酸、エチルエーテル、クロロホルム若しくはその他の麻薬を製造するために使用される原料又は合成剤を不法に生産・売買・輸送し、又は上述した物品を携帯して出入国をした者は、情状が比較的重い場合に、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重い場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が特に重い場合、七年以上の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。

（麻薬原料密輸罪）

他人が麻薬を製造することを知りながら、その者のために前項に規定される物品を生産・売買・輸送した者は、麻薬製造罪の共犯として処罰する。

四十二 刑法の第三百五十八条は以下のように改正する。

（売春組織罪、売春強要罪）

他人の売春を組織し、強要した者は、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が重い場合に、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。

未成年者の売春を組織し、強要した者は、前項の規定により重く処罰する。

前二項の罪を犯した場合、殺害、傷害、強姦、拉致等の犯罪行為を行った者は、数罪併罰の規定により処罰する。

売春を組織する者のために、人を募集・輸送し、又はその他の他人の売春の組織に協力行為を行った場合、五年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が重い場合に、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

四十三 刑法の第三百六十条第二項を削除とする。

四十四 刑法の第三百八十三条は以下のように改正する。

（職務上横領罪の処罰）

職務上の横領罪を犯した者は、情状の軽重に応じて次の各号の規定によりそれぞれ処罰する。

（一）横領額が比較的に大きいであり、又は比較的重い情状がある場

合、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。

(二) 横領額が巨大であり、又は重大な情状がある場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

(三) 横領額が特に巨大であり、又は特に重い情状がある場合、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。金額が特に巨大であり、国家と国民の利益に著しく重大な損害を与えた場合、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

反復して横領行為を行って未処理にある者に対して、横領額を合計して処罰する。

第一項の罪を犯して、公訴が提起される前に自分の犯行を供述し、真摯に反省し、贓物を積極的返還し、損害結果を回避、減少した者は、第一項で規定される事情がある場合、刑を軽くし、減輕し又は免除することができる。第二項および第三項で規定される事情がある場合、刑を軽くすることができる。

第一項の罪を犯し、第三項の事情を有することにより死刑の執行猶予判決を受ける場合、人民裁判所は、犯行の情状等により、同時にその死刑の執行猶予の二年満期後、法令により無期懲役に減刑される際、減刑および仮釈放をできない終身監禁を決定することができる。

四十五 刑法の第三百九十条は以下のように改正する。

(贈賄罪の処罰)

贈賄罪を犯した者は、五年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。贈賄によって不正な利益を得、情状が重い、又は国家の利益に重大な損失を生じさせた場合は、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が特に重い、又は国家の利益に特に重大な損失を生じさせた場合は、十年以上の有期懲役、又は無期懲役に処し、罰金又

は財産の没収を併科する。

贈賄者は訴追される前に贈賄行為を自ら供述した場合、その刑を軽くし、又は減輕することができる。その中に、犯罪が比較的軽く、重大な事件の解決に主要な役割を果たす又は重大な立功行為がある場合、刑を減輕し、又は免除することができる。

四十六 刑法の第三百九十條に一條を追加し、第三百九十條の一とする。

（影響力のある人への贈賄罪）

不正な利益を得るために、國家公務員の近親者、又はその他の親密な關係を有する人、若しくは離職する國家公務員、又はその近親者およびその他の親密な關係を有する人に贈賄した者は、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が重い、又は國家の利益に重大な損失を生じさせた場合は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が特に重い、又は國家の利益に特に重大な損失を生じさせた場合は、七年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。

四十七 刑法の第三百九十一條第一項は以下のように改正する。

（法人に対する贈賄罪）

不正な利益を得るために、國家機關、國有会社、企業、事業体及び人民団体に財物を供与し、又は經濟活動において、國の規定に違反し、各種名目で割戻金又は手数料を供与した者は、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。

四十八 刑法の第三百九十二条は以下のように改正する。

(贈賄斡旋罪)

国家公務員に贈賄を斡旋し、情状が重い場合に、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。

四十九 刑法の第三百九十三条第一項は以下のように改正する。

(法人賄賂罪)

法人が、不正な利益を得るために、贈賄し又は国の規定に違反し、国家公務員に割戻金又は手数料を供与し、情状が重い場合は、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、五年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。贈賄により取得した違法所得を個人の所有にした場合は、第三百八十二条、第三百八十三条の規定により罪を認定し、処罰する。

五十 刑法の第四百二十六条は以下のように改正する。

(軍事公務執行妨害罪)

暴力、脅迫の方法によって、指揮人員、当番若しくは当直の人員による職務の執行を妨害した者は、五年以上の有期懲役又は拘役に処する。情状が重い場合、五年以上十年以下の有期懲役に処する。情状が特に重い場合、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処する。戦時中には、重く処罰する。

五十一 刑法の第四百三十三条は次のように改正する。

(戦時中流言流布罪)

戦時中、情報を捏造、流布し、軍人の士気を動揺させた者は、三年以下の有期懲役に処する。情状が重い場合は、三年以上十年以下の有期懲

役に処する。情状が特に重い場合は、十年以上有期懲役又は無期懲役に処する。

五十二 本改正法は2015年11月1日から施行する。

中華人民共和国刑法改正法（十）

（2017年11月4日第12期全国人民代表大会常務委員会第30回会議で採択²⁾。）

国歌を侮辱する行為を処罰し、国歌の斉唱および使用の厳肅性と国家の尊厳を確実に保障するため、刑法の第二百九十九条に一項を追加し、第二項とする。

（国旗・国章侮辱罪）

公共の場所において、中華人民共和国国旗又は国章を故意的に燃焼、毀損、落書き、汚損、踏みつける等の方法により侮辱した者は、三年以下の有期懲役、拘役、管制又は政治的権利の剝奪に処する。

公共の場所において、中華人民共和国国歌の歌詞又は楽譜を故意的に改ざんし、国歌を歪曲し、貶す方法により奏唱したり、又はその他の方法により国歌を侮辱した者、情状が重い場合は、前項の規定により処罰する。

本改正法は公布の日より施行する。

2) 中華人民共和国刑法改正法（十）の訳文は、2017年11月4日第12期全国人民代表大会常務委員会第30回会議で採択された改正法令により翻訳したものである。

中華人民共和国刑法改正法（十一）

（2020年12月26日第13期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で採択³⁾。）

一 刑法の第十七条を以下のように改正する。

（刑事責任年齢）

十六歳以上の者が罪を犯した場合、刑事責任を負わなければならない。

十四歳以上十六歳未満の者が、故意殺人、故意重傷害および傷害致死、強姦、強盗、麻薬販売、放火、爆発、危険物投与の罪を犯した場合、刑事責任を負わなければならない。

十二歳以上十四歳未満の者が故意殺人、故意傷害の罪を犯し、よって人を死亡させ又は特に残虐な手段により人に重傷を負わせて重大な障害を与え、情状が悪劣であり、最高人民検察院の認可により訴追した場合、刑事責任を負わなければならない。

前三項の規定により刑事責任を追及すべき十八歳未満の者は、処罰を軽くし又は減輕しなければならない。

十六歳未満であるため刑事処罰を科さない者は、父母又はその他の保護者に監護の強化を命じる。必要な場合、法令により専門的矯正教育を行う。

二 刑法の第三百三十三条の一に一条を追加し、第三百三十三条の二とする。

（安全運転妨害罪）

3) 中華人民共和国全国人民代表大会ネット国家法律法規データベース <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?MmM5MDImZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY2OTBiYjA0YWI%3D>、2022年4月1日参照。

運行中の公共交通機関の運転手に暴力を加え、又は操縦装置を奪い取り、よって公共交通機関の正常の走行を妨害し、公共の安全を侵害した場合、一年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。

前項の運転手が、運行中の公共交通機関における職務を無断に離れ、他人と殴り合い又は他人を殴打し、公共の安全を侵害した場合、前項の規定により処罰する。

前二項の行為を行い、同時にその他の犯罪に該当した場合、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

三 刑法の第三百三十四条第二項を以下のように改正する。

（違法作業強要罪）

他人が危険を犯して違法な作業への従事を強要し、又は重大な事故を招く危険を知りながら、除去せず危険を犯して作業を組織し、よって重大な死傷事故又はその他の重い結果を起こさせた場合、五年以下の有期懲役、又は拘役に処する。情状が特に悪劣であった場合、五年以上の有期懲役に処する。

四 刑法の第三百三十四条に一条を追加し、第三百三十四条の一とする。

（危険作業罪）

安全管理の規定に違反して、生産、作業において、次の各号のいずれかに該当した場合、重大な死傷事故又はその他の重い結果を起こさせる現実的危険性がある場合、一年以下の有期懲役、拘役又は管制に処する。

（一）生産の安全に直接関係する監視・警報・防護・救命設備、施設を閉鎖、破壊し、又は関連データ、情報を改ざん、隠蔽、消滅した場合。

（二）重大な事故を招く危険があるため、法令により生産・業務、工

事、関連設備、施設、場所の使用の停止命令、又は直ちに危険の除去命令を受けたにもかかわらず、それを拒否した場合。

(三) 法令により安全生産に関する事項の承認又は許可を受けず、無断に鉱業、金属製錬、建築工事及び危険物の生産、経営、貯蔵等の危険性の高い生産業務活動に従事した場合。

五 刑法の第四百四十一条を以下のように改正する。

(偽造医薬品生産販売罪)

偽造医薬品を生産、販売した者は、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。人の健康に重大な危害を与え、又はその他の重い情状がある場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。人を死亡させ、又はその他の特に重い情状がある場合、十年以上の有期懲役、無期懲役又は死刑に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

医薬品使用部門の職員が偽造医薬品であることを知りながら、他人の使用に提供した場合、前項の規定により処罰する。

六 刑法の第四百四十二条を以下のように改正する。

(不良医薬品生産販売罪)

不良医薬品を生産、販売し、人の健康に重大な危害を与えた者は、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。その結果は特に重い場合、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

医薬品使用部門の職員が不良医薬品であることを知りながら、他人の使用に提供した場合、前項の規定により処罰する。

七 刑法の第四百四十二条に一条を追加し、第四百四十二条之一とする。

（医薬品管理妨害罪）

医薬品の管理法規に違反し、次の各号のいずれかに該当し、人の健康に重大な危害を与える危険性が高い場合、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。人の健康に重大な危害を与え、又はその他の重い情状がある場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

- （一） 國務院医薬品監督管理部門が禁止される医薬品を生産、販売した場合、
- （二） 医薬品に関する許可証明書を取得せず、医薬品を生産、輸入し又は上述の医薬品であることを知りながら、販売した場合、
- （三） 医薬品の申請登録際、虚偽な証明、データ、資料、サンプルを提供し、又はその他の欺瞞的手段を用いた場合、
- （四） 生産、検査の記録を捏造した場合、

前項の行為を行い、同時に本法の第四百四十一条、第四百四十二条の罪、又はその他の罪も該当した場合、処罰が比較的重い規定により罪を認定し、処罰する。

八 刑法の第百十六条を以下のように改正する。

（株式、債権詐欺発行罪）

株式募集説明書、株式申込書、会社、企業債権募集規則等の公開書類において、重要な事実を隠蔽し、又は重大な虚偽の内容を捏造し、株式又は会社、企業債権、預託証券若しくは國務院が法令により認定された他の証券を発行し、金額が巨大であり、重い結果を生じさせ、又はその他の重い情状がある場合、五年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。金額が特に巨大であり、特に重い結果を生じさせ、又はその他の特に重い情状がある場合、五年以上の有期懲役に処し、罰

金を併科する。

支配株主、実際支配人は、前項行為の実行を組織し、指示した場合、五年以下の有期懲役、又は拘役に処し、不法に募集した資金の二十%以上二倍以下の罰金を併科する。金額が特に巨大であり、重い結果を生じさせ、又はその他の重い情状がある場合、五年以上の有期懲役、不法に募集した資金の二十%以上二倍以下の罰金を併科する。

法人は前二項の罪を犯した場合、法人に対して不法に募集した資金の二十%以上二倍以下の罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、第一項の規定により処罰する。

九 刑法の第六十一条を以下のように改正する。

(重要情報不正開示・非開示罪)

法令により情報開示の義務を負う会社、企業は、株主及び公衆に虚偽又は重要な事実を隠蔽した財務会計報告書を提供し、若しくは法令により開示すべきその他の重要な情報を規定の通り開示せず、よって株主や他人の利益に重い損害を生じさせ、又はその他の重い情状がある場合、直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、五年以下の有期懲役、又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重い場合、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

前項に規定される会社、企業の支配株主、実際支配人は、前項の行為を実行し、又はその実行を組織、指示し、又は関連する事項を隠蔽し、よって前項に規定される場合を生じさせたときは、前項の規定により処罰する。

前項の罪を犯した支配株主、実際支配人は法人である場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、第一項の規定により処罰する。

十 刑法の第六十三条は以下のように改正する。

（非国家公務員収賄罪）

会社、企業又はその他の法人の職員は、職務の便利を利用して他人の財物を要求し、又は不法に收受し、他人のために利益を得、金額が大きい場合、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。金額が巨大であり又はその他の重い情状がある場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。金額が特に巨大であり又はその他の特に重い情状がある場合、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金を併科する。

十一 刑法の第七十五条の一第一項を以下のように改正する。

（貸付金、引受手形、金融手形騙取罪）

欺瞞の手段によって、銀行又はその他の金融機関の貸付金、引受手形、信用状、保障状を取得し、よって銀行又はその他の金融機関に重大な損失を与えた者は、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。銀行又はその他の金融機関に特に重大な損失を与え、又はその他の特に重い情状がある場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

十二 刑法の百七十六条を以下のように改正する。

（公衆預金の不法集金罪）

公衆の預金を不法に集金し、又はこれに準じる方法で集金し、金融の秩序を妨害した者は、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。金額が巨大であり、又はその他の重い情状がある場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。金額が特に巨大であり、その他の特に重い情状がある場合、十年以上の有期懲役に処し、

罰金を併科する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する。

前二項の行為を行い、公訴を提起する前に積極的返金・賠償により、損害を減少させた場合、処罰を軽く又は減輕することができる。

十三 刑法の第八十二条第一項を以下のように改正する。

(証券、先物市場操縦罪)

次の各号のいずれかに該当する者は、証券、先物市場を操縦し、よって証券、先物取引価格及び取引量に影響し、情状が重い場合、五年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重い場合、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

- (一) 個人又は共謀して、資金の優位性、株・先物の保有又は優位性を集中させ、若しくは情報の優位性を利用し、共同又は継続に取引を行ったこと、
- (二) 他人と通謀し、予め合意した時刻、価格及び方法で互いに証券、先物取引を行うこと、
- (三) 自己の実質的支配の口座の間に証券の取引を行い、又は自己売買による先物取引の買付、売付注文を行うこと、
- (四) 取引の成立を目的とせず、頻繁に又は大量に証券、先物取引の買付、売付注文を申込、又は撤回すること、
- (五) 虚偽又は不確実な重大情報を利用して、投資者の証券、先物取引を誘導すること、
- (六) 証券、証券発行者、先物取引の原資産に対して、公開的に評価、予測又は投資助言をし、同時に、利益相反の証券取引又は関連先物取

引を行うこと、

（七）その他の方法により証券、先物市場を操縦すること。

十四 刑法の第九十一条を以下のように改正する。

（マネーロンダリング罪）

麻薬犯罪、暴力団組織犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪、横領賄賂犯罪、金融管理秩序破壊犯罪、金融詐欺犯罪から得た収入及びそこから生じる収益の源泉と性質を隠蔽、隠匿するために、次の各号のいずれかに該当した場合、上記犯罪の実行による収入及びそこから生じる収益を没収し、五年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が重い場合、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

（一）資金の預金口座を提供した場合、

（二）財産を現金、金融証書、有価証券に交換した場合、

（三）振込又はその他の決済手段で資金を移転した場合、

（四）国境を越えて資産の移転をした場合、

（五）その他の方法で犯罪収入及びそこから生じる収益の源泉と性質を隠蔽、隠匿した場合、

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する。

十五 刑法の第九十二条を以下のように改正する。

（集金詐欺罪）

不法領得の目的で、詐欺的方法により不法に集金した者は、金額が大きい場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。金額が巨大であり、又はその他の重い情状がある場合、七年以上の有期懲

役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

法人は前項の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する。

十六 刑法の第二百条を以下のように改正する。

(金融詐欺罪の両罰規定)

法人は本節第九十四条、第九十五条の罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、五年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。金額が巨大であり、又はその他の重い情状がある場合、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。金額が特に巨大であり、又はその他の重い情状がある場合、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金を併科する。

十七 刑法の第二百十三条は以下のように改正する。

(登録商標冒用罪)

登録商標権者の許諾を得ずに、同一の商品、サービスにその登録商標と同様な商標を使用した者は、情状が重い場合、三年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重い場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

十八 刑法の第二百十四条を以下のように改正する。

(登録商標冒用商品販売罪)

登録商標を冒用された商品であることを知りながら、これを販売した者は、違法所得の金額が大きいため、又はその他の重い情状がある場

合、三年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。違法所得の金額が巨大であり、又はその他の重い情状がある場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

十九 刑法の第二百十五条を以下のように改正する。

（登録商標標識不法製造・不法製造登録商標標識販売罪）

他人の登録した商標標識を偽造、無断に製造し、又は偽造、無断に製造された登録商標を販売した者は、情状が重い場合、三年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重い場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

二十 刑法の第二百七条を以下のように改正する。

（著作権侵害罪）

営利のために、著作権又は著作権に関する権利を侵害する次の各号のいずれかに該当した者は、違法所得の金額は大きいであり、又はその他の重い情状がある場合、三年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。違法所得の金額は巨大であり、その他の特に重い情状がある場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

（一）著作権者の許諾を得ずに、その文字作品、音楽、美術、視聴作品、コンピュータ・ソフトウェア及び法律、行政法規で定められたその他の作品を複製、発行し、インターネットを通じて公衆へ散布した場合、

（二）他人が独占している出版権を有する図書を出版した場合、

（三）録音録画製作者の許諾を得ずに、その制作した録音録画を複製、発行し、インターネットを通じて公衆へ散布した場合、

（四）出演者の許諾を得ずに、その出演した録音録画を複製、発行し、

又はインターネットを通じて公衆へ散布した場合、

(五) 他人の署名を冒用してサインした美術品の制作、販売した場合、

(六) 著作権者又は著作権に関する権利者の許諾を得ずに、権利者がその作品、録音録画製品等の著作権又は著作権に関する権利を保護する技術的措置を、故意的に回避又は破壊した場合。

二十一 刑法の第二百十八条を以下のように改正する。

(著作権侵害複製品販売罪)

営利のために、本法第二百七条が規定される権利侵害の複製品であることを知りながら、これを販売した者は、違法所得の金額が巨大であり、又はその他の重い情状がある場合、五年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。

二十二 刑法の第二百十九条を以下のように改正する。

(営業秘密侵害罪)

次の各号のいずれかに該当した者は、情状が重い場合、三年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重い場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

(一) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子侵入又はその他の不正手段で権利者の営業秘密を取得した、

(二) 前項の手段によって取得した権利者の営業秘密を開示、使用し又は他人に使用させた、

(三) 守秘義務又は権利者からの営業秘密保持に関する要請に違反し、その保有する営業秘密を開示し、使用し又は他人に使用させた

前項に挙げる行為であることを知りながら、当該営業秘密を取得、開示、使用し又は他人に使用させた者は、営業秘密の侵害とする。

本条における称せられる権利者とは、営業秘密所有者及び営業秘密所有者の認可により営業秘密使用者である。

二十三 刑法の第二百十九条に一条を追加し、第二百十九条之一とする。

（海外の為営業秘密窃取、探知、買収、不法提供罪）

海外の機構、組織、人員のため、営業秘密を窃取、探知、買収、不法に提供した者は、五年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が重い場合、五年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。

二十四 刑法の第二百二十条を以下のように改正する。

（両罰規定）

法人が本節第二百十三条から第二百十九条の一までいずれか規定される罪を犯した場合、法人に対して罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、五年以下の有期懲役に処し、罰金を科し、法人の直接の責任を負う管理者およびその他の直接責任者に対して、本節各条の規定により処罰する。

二十五 刑法の第二百二十九条を以下のように改正する。

（虚偽証明書提供罪）

資産評価、資本金査定、検証、会計、監査、法務、保証推薦、安全性評価、環境影響評価、環境監視測定等の職務を担当する仲介組織の人員が、故意に虚偽の証明書を提出し、情状が重い場合、五年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。次の各号のいずれかに該当した場合、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

（一）証券発行に関する虚偽の資産評価、会計、監査等証明書を提供

し、情状が特に重い場合、

(二) 重大資産取引に関する虚偽の資産評価、会計、監査、法務、保証推薦等証明書を提供し、情状が特に重い場合、

(三) 公共安全に関わる重大工事、項目において、虚偽の安全評価、環境影響評価等証明書を提供し、よって公共財産、国家及び人民利益に特に大きな損失を与える場合、

前項の行為を行い、同時に他人の財産を要求し、又は不法に他人の財物を收受して、犯罪に該当した場合、処罰が重い規定により罪を認定し、処罰する。

第一項に規定された人員が重く職責を怠け、発行された証明書に重大な不実があり、よって重い結果を生じさせる場合、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。

二十六 刑法第二百三十六条を以下のように改正する。

(強姦罪)

暴力、脅迫又はその他の手段で女子を強姦した者は、三年以上十年以下の有期懲役に処する。

十四歳未満の幼女を姦淫した者は、強姦として重く処罰する。

女子を強姦し、幼女を姦淫し、次の各号のいずれかに該当した場合、十年以上の有期懲役、無期懲役又は死刑に処する。

(一) 女子を強姦し、幼女を姦淫し、情状が悪劣である場合、

(二) 数人の女子を強姦し、数人の幼女を姦淫した場合、

(三) 公共の場所において、公然と女子を強姦し、幼女を姦淫した場合、

(四) 二人以上輪姦した場合、

(五) 十歳未満の幼女を姦淫し、又はその幼女に傷害を負わせた場合、

（六）被害者の重傷、死亡又はその他の重い結果を生じさせた場合。

二十七 刑法の第二百三十六條に一條を追加し、第二百三十六條の一とする。

（監護責任等の者の性交罪）

十四歳以上十六歳未満の未成年女子に対して、監護、養育、看護、教育、医療等特殊責務を有する者は、その女子と性交した場合、三年以下の有期懲役に処する。情状が悪劣である場合、三年以上十年以下の有期懲役に処する。

前項の行為を行い、同時に本法の第二百三十六條に規定された罪に該当した場合、処罰が重い規定により罪を認定し、処罰する。

二十八 刑法の第二百三十七條第三項を以下のように改正する。

（児童わいせつ罪）

児童を猥褻した者は、五年以下の有期懲役に処する。次の各号のいずれかに該当した場合、五年以上の有期懲役に処する。

- （一）数人の、又は数回にわたって児童をわいせつした場合、
- （二）多衆集合して児童をわいせつし、又は公共の場合において、公然に児童をわいせつし、情状が悪劣である場合、
- （三）児童に傷害又はその他の重い結果を生じさせた場合、
- （四）わいせつの手段が悪劣であり、又はその他の悪劣な情状がある場合。

二十九 刑法の第二百七十一條第一項を以下のように改正する。

（業務上横領罪）

会社、企業又はその他の法人の職員は、職務の便利により、当該法人

組織の財物を不法に横領し、金額が大きいである場合、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。金額が巨大である場合、三年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。金額が特に巨大である場合、十年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金を併科する。

三十 刑法の第二百七十二条を以下のように改正する。

(資金流用罪)

会社、企業又はその他の法人の職員は、職務の便利により、当該法人組織の財物を私的に流用し、又は他人に貸与し、金額が大きく三ヶ月が経過しても返済しない場合、又は三ヶ月以内にもかかわらず、金額が大きい、営利活動を行う、又は不法活動を行う場合、三年以下の有期懲役又は拘役に処する。流用した当該法人組織の資金の金額が巨大である場合、七年以上の有期懲役に処する。

国営会社、企業又はその他の国営法人において、公務に従事する人員及び国営会社、企業又はその他の国営法人から非国営会社、企業、その他の法人に配属され、公務を行う人員は前項の行為がある場合、本法の第三百八十四条の規定により罪を認定し、処罰する。

第一項の行為を行い、公訴の提起前に流用した資金を返済した者は、処罰を軽く又は減輕することができる。その中、比較的軽微な罪を犯した者は、処罰を減輕又は免除することができる。

三十一 刑法の第二百七十七条第五項を以下のように改正する。

(公務妨害罪)

法令により職務を執行する警察官に暴力を加えた者は、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処する。銃器、規制される刃物、又は自動車を運転して衝突などの手段により、その人身安全を著しく侵害した者は、

三年以下七年以上の有期懲役に処する。

三十二 刑法の第二百八十条の一に一条を追加し、第二百八十条の二とする。

（身分冒用罪）

他人の身分を盗用、冒用し、他人になりすまして、高等教育の入学資格、公務員の採用資格、就職等の待遇を得た者は、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。

他人を組織し、又は他人を指示して前項の行為を行われた者は、前項の規定により重く処罰する。

国家公務員は前項の行為を行い、且つ他の犯罪に該当した場合、数罪併罰の規定により処罰する。

三十三 刑法の第二百九十一条の一に一条を追加し、第二百九十一条の二とする。

（高所物品落下罪）

建築物又はその他の高所から、物を投下し、情状が重い場合、一年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。

前項の行為を行い、同時にその他の犯罪に該当する場合、処罰が重い規定により罪を認定し、処罰する。

三十四 刑法の第二百九十三条に一条を追加し、第二百九十三条の一とする。

（不法債務取り立て罪）

次の各号のいずれかに該当し、高利貸し等から生じる違法な債権を取り立て、情状が重い場合、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、

罰金を併科又は単科する。

- (一) 暴力、脅迫の方法を使用した場合、
- (二) 他人の人身自由を制限、又は他人の住宅を侵入した場合、
- (三) 他人を脅迫、尾行、騷擾した場合。

三十五 刑法の第二百九十九条に一条を追加し、第二百九十九条の一とする。

(英霊侮辱誹謗罪)

英霊の名誉、栄誉を侮辱、誹謗又はその他の方法で侵害し、社会公共利益を損害し、情状が重い場合、三年以下の有期懲役、拘役、管制、政治的権利の剝奪に処する。

三十六 刑法の第三百三条を以下のように改正する。

(賭博罪)

営利のために、多衆集合して賭博をし、又は賭博を業務とした者は、三年以下の有期懲役、拘役、管制に処し、罰金を併科する。

賭博場を開設した者は、五年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重い場合、五年以上十年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

中華人民共和国の国民を組織して国（辺）外でギャンブルに参加させ、金額が巨大であり又はその他の重い情状がある場合、前項の規定により処罰する。

三十七 刑法の第三百三十条第一項を次のように改正する。

(伝染病予防治療妨害罪)

伝染病予防治療法の規定に違反した者は、次の各号のいずれかに該当

し、甲類伝染病と法令により確定した甲類伝染病管理措置を取る伝染病の蔓延を引き起こす、又は蔓延リスクをもたらす場合、三年以下の有期懲役又は拘役に処する。結果が特に重い場合、三年以下七年以上の有期懲役に処する。

- （一） 供水部門から供給された飲料水が、国の定める衛生基準に適合していない場合、
- （二） 衛生防疫機関が提出した衛生上の要求を拒否して、伝染病病原体に汚染された汚水、汚物、場所及び物品に対して、消毒しなかった場合、
- （三） 伝染病病人、病原体保有者、疑似症患者が、國務院衛生行政部門の規定で禁止された、当該伝染病を蔓延しやすい業務に従事することを許可し、又は放任した場合、
- （四） 疫病地域における伝染病病原体に汚染された、又は汚染される可能性のある物品を販売、運輸し、消毒しなかった場合、
- （五） 県レベル以上の人民政府、衛生防疫機関が伝染病予防治療法に基づき提出した予防、管理措置の執行を拒否した場合。

三十八 刑法の第三百三十四条に一条を追加し、第三百三十四条の一とする。

（人類遺伝資源不法収集・人類遺伝資源材料密輸罪）

関連する国の規定に違反し、国民の人類の遺伝資源を不法に収集し、又は国民の人類の遺伝資源材料を運送、郵送、若しくは外国に持ち出して、公衆の健康又は社会公共の利益を侵害し、情状が重い場合、三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重い場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

三十九 刑法の第三百三十六条に一条を追加し、第三百三十六条の一とする。

(遺伝子編集、クローン胚不法移植罪)

遺伝子編集、クローンを行なったヒト胚を人体又は動物へ移植し、又は遺伝子編集、クローンを行なった動物の胚を人体へ移植した者は、情状が重い場合、三年以下の有期懲役、又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が特に重い場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

四十 刑法の第三百三十八条を以下のように改正する。

(環境汚染罪)

国の規定に違反し、放射線廃棄物、伝染病の病原体が含まれた廃棄物、有毒物質又はその他の有害物質を排出、放置、処分し、環境に重大な汚染を引き起こされた場合、三年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が重い場合、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。次の各号のいずれかに該当する場合、七年以上の有期懲役、罰金を併科する。

(一) 飲料水の水源保護地域や自然保護区の中核的保護地域など法律で定められた重要な保護区域において、放射線廃棄物、伝染病の病原体が含まれた廃棄物、有毒物質を排出、放置、処分し、情状が特に重い場合、

(二) 国が定めた重要な河川や湖沼の水域へ放射線廃棄物、伝染病の病原体が含まれた廃棄物、有毒物質を排出、放置、処分し、情状が特に重い場合、

(三) 大量の永続的基礎農地が基礎的機能を失い、又は永続的な損害を被った場合、

（四）数人の重傷、重病、又は重篤な障害や死亡を生じさせた場合、前項の行為を行い、同時にその他の犯罪に該当する場合、処罰が比較的重い規定により処罰する。

四十一 刑法の第三百四十一条に一項を追加し、第三項とする。

（陸生野生動物不法捕獲・買収・輸送・販売罪）

野生動物保護管理法規に違反し、食用を目的として、第一項の規定以外の野生環境下で自然に生殖と繁殖する陸生野生動物を不法に捕獲、買収、輸送、販売した者は、情状が重い場合、前項の規定により処罰する。

四十二 刑法の第三百四十二条に一条を追加し、第三百四十二条の一とする。

（自然保護区破壊罪）

自然保護区管理法規に違反し、国立公園および国立自然保護区における埋立て、開発活動又は建築物の建設を行い、重い結果を生じさせた、又は悪劣な情状がある場合、五年以下の有期懲役、又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。

前項の行為を行い、同時にその他の犯罪に該当する場合、処罰が比較的重い規定により処罰する。

四十三 刑法の第三百四十四条に一条を追加し、第三百四十四条の一とする。

（外来侵入種不法持込・拡散・廃棄罪）

国の規定に違反し、外来侵入種を不法に持込、拡散、廃棄した者は、情状が重い場合、三年以下の有期懲役、又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。

四十四 刑法の第三百五十五条に一条を追加し、第三百五十五条の一とする。

(覚醒剤管理妨害罪)

選手に覚醒剤の使用を誘惑、教唆、欺罔して、国内及び国際主要なスポーツ競技会に参加させ、又は選手が上述の競技会に参加することを知りながら、当該選手に覚醒剤を提供し、情状が重い場合、三年以下の有期懲役、又は拘役に処し、罰金を併科する。

選手に覚醒剤の使用を組織し、脅迫し、国内、国際主要なスポーツ競技会に参加させた者は、前項の規定により処罰する。

四十五 刑法の第四百八条の一第一項を以下のように改正する。

(食品薬品監督汚職罪)

食品薬品安全監督管理職責を負う国家機関公務員は、職権濫用又は職務怠慢をし、次の各号のいずれかに該当し、重い結果を生じさせ、又は重い情状がある場合、五年以下の有期懲役、又は拘役に処する。特に重い結果を生じさせ、又は特に重い情状がある場合、五年以上十年以下の有期懲役に処する。

- (一) 食品安全事故、薬品安全事故を隠蔽、偽って報告した場合、
 - (二) 発見された重大な食品薬品安全違法行為に対して、規定による調査、対処をしていなかった場合、
 - (三) 薬品や特殊食品の承認審査の過程において、不適格な申請に対して、許可を出した場合、
 - (四) 法令により司法機関に移送すべき刑事責任を追及する案件を移送していない場合、
- その他の職権濫用又は職務怠慢の行為がある場合。

四十六 刑法の第四百三十一条の第二項を以下のように改正する。

（外国の為軍事秘密窃取・探知・買収・不法提供罪）

外国の機構、組織、個人のために、軍事秘密を窃取、探知、買収、不法に提供した者は、五年以上十年以下の有期懲役に処する。情状が重い場合、十年以上の有期懲役、無期懲役又は死刑に処する。

四十七 刑法の第四百五十条を以下のように改正する。

（本章の適用範囲）

本章は中国人民解放軍の現役将校、文官幹部、兵士及び軍籍を有する学生及び中国人民武装警察部隊の現役警官、文官幹部、兵士及び軍籍を有する学生及び文官職員、並びに軍事任務を執行する予備役人員及びその他の人員。

四十八 本改正法は2021年3月1日から施行する。

大阪学院大学法学会会則

- 第1条 本会は大坂学院大学法学会と称する。
- 第2条 本会の事務所は大坂学院大学図書館内におく。
- 第3条 本会は本学の設立の趣旨にもとづいて、法学または政治学に関する研究発表を通じ、学問の進展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は次の事業を行う。
1. 機関誌「大阪学院大学法学研究」の発行
 2. 研究会、講演会および討論会の開催
 3. その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条 本会の会員は次の通りとする。
1. 大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の専任教員で法学または政治学を専攻する者
 2. 本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得た者
- 第6条 会員は本会の機関誌その他の刊行物の配布をうけることができる。
- 第7条 本会には次の役員をおく。任期は2年とし、再選をさまたげない。
1. 会 長 1名
 2. 副 会 長 1名
 3. 庶務委員 2名
 4. 編集委員 2名
- 第8条 会長は会員の中から選出し、総長が委嘱する。
副会長は会長が会員の中から委嘱する。
委員は会員の互選にもとづいて会長が委嘱する。

- 第9条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
副会長は会長を補佐する。
役員は役員会を構成し、本会の企画・運営にあたる。
- 第10条 会長は役員会を招集して、その議長となる。
- 第11条 会長は会務執行に必要なとき、会員の中から実行委員を委嘱することができる。
- 第12条 総会は年1回これを開く。ただし、必要あるときは会長が臨時に招集することができる。
- 第13条 本会の経費は大阪学院大学からの交付金のほかに、有志からの寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 第14条 各学会の相互の連絡調整をはかるため「大阪学院大学学会連合」をおく。
本連合に関する規程は別に定める。
- 第15条 会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第16条 本会会則の改正は総会の議を経て総長の承認をうるものとする。

附 則

1. この会則は、昭和49年10月1日から施行する。
2. 平成2年10月1日改正
3. 平成5年4月1日改正
4. 平成13年4月1日改正
5. 平成24年4月1日改正
6. 平成25年4月1日改正
7. 2021年4月1日改正

大阪学院大学法学研究投稿規程

1. 投稿論文はその内容が法学・政治学に属するものでなければならない。
2. 投稿資格者は、原則として本学法学会の会員に限る。ただし、助手が投稿する場合は、指導教員の推薦を必要とする。
3. 会員外の投稿は役員会の承認を必要とする。
4. 原稿は次のように区分し、この順序にしたがって編集する。論説、研究ノート、判例研究、資料、学内消息など。
5. 原稿は未発表のものに限り、枚数は原則として200字詰80枚を超えないものとする。

これ以上の枚数については、編集委員会で検討の上で分割掲載することがある。なお、ワードプロセッサ等による原稿の取り扱いもこれに準じるものとする。
6. 原稿の提出先は、編集委員とする。なお、本学指定の原稿提出票は図書館事務室で配付する。
7. 発行は原則として、前期・後期の2回とし、年間総ページ数を原則として300ページとする。
8. 抜刷は40部に限り無料進呈し、特に本人の希望のある場合は編集委員会で検討のうえ、有料で200部まで配布することがある。
9. 投稿され掲載された成果物の著作権は、著作者が保持する。

なお、出版権、頒布権は大学が保持するため、論文転載を希望する場合は、学会宛に転載許可願を提出願うこととする。
10. 投稿された論文の著作者は、当該論文を電子化により公開することについて、複製権および公衆送信権を大学に許諾したものとみなす。大学が、複製権および公衆送信権を第三者に委託した場合も同様とする。

この規程は、平成28年7月11日から適用する。

以上

大阪学院大学法学研究執筆要領

原稿について

1. 原稿は確定稿であること。校正の段階でページ替えとなるような加筆を要しないものであること。
2. 原稿用紙は原則として横書とする。原稿はコピーではない原本を提出し、必ず原稿提出票を添えること。
3. 欧文はタイプライトまたは活字体でなければならない。
4. できるだけ現代かなづかいと当用漢字を用い、難字は欄外に判り易い様に大書すること。
5. 印刷字体その他印刷上のスタイルなどの指定は、執筆者が原稿に直接朱筆すること。特に数式については留意すること。

図・表について

6. 図と表は原稿とは別紙に書いて1枚ごとに番号と執筆者名を記入し、本文中に挿入箇所を指示すること。また図の説明文は、別紙にまとめること。
7. 自分でスミ入れして完成させた原図や写真の場合は、厚手の台紙にはりつけて希望の縮尺を記入すること。

校正について

8. 執筆者校正は2校までとし、朱筆で記入すること。2校以前でも校正の必要がなくなれば、校了または責了とすること。
9. 次の場合は、必要経費の一部が執筆者負担となることがあるのでとくに注意されたい。
 - ア. 校正の際に内容に大きな変更を加えることは認められないが、やむをえず行って高い組換料が生じた場合。
 - イ. 特殊な印刷などによって通常の印刷費をひどく上まわる場合。

以上

学 内 記 事

○2022年度法学会総会（2023年2月25日）

議題

審議事項

役員改選

報告事項

1. 2022年度事業報告
2. 2023年度事業計画

法学会役員名簿（2022年度）

会 長 有 澤 知 子

副 会 長 梶 哲 教

庶務委員 大久保 卓 治

庶務委員 田 村 真 弓

編集委員 石 川 優 佳

編集委員 戸 浦 雄 史

執筆者紹介（掲載順）

全 理 其 法 学 部 教 授
劉 芷 函 西南医科大学法学部 講 師
片 山 信 弘 本 学 名 誉 教 授

2023年(令和5年)3月31日 発行

発行兼
編集者 大阪学院大学法学会

代表 有澤知子

〒⁵⁶⁴₈₅₁₁ 大阪府吹田市岸部南二丁目36番1号
TEL (06) 6381-8434 (代)

印刷所 大枝印刷株式会社

〒⁵⁶⁴₀₀₃₁ 大阪府吹田市元町28番7号
TEL (06) 6381-3395 (代)

OSAKA GAKUIN DAIGAKU

HOGAKU KENKYU

OSAKA GAKUIN LAW REVIEW

Vol. 49

March 2023

No. 1 • 2

Contents

Articles

The New Movement of the Criminal Law of the People's Republic of China
– On the Amendment Acts 9, 10 and 11 –

..... Liqi QUAN • Zhihan LIU

A Directors' Duty of Oversight

..... Nobuhiro Katayama

Translation

Amendment Acts 9, 10 and 11 to the Criminal Law of the People's
Republic of China

..... Liqi QUAN • Zhihan LIU

PUBLISHED BY

THE OSAKA GAKUIN UNIVERSITY LAW ASSOCIATION

OSAKA, JAPAN